

計画改定案	現行計画	備 考
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)及び「原子力災害対策特別措置法」(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等(加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用(保安規定を定める施設))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な防災対策に関し、国(指定地方行政機関を含む。)、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、そのもてる機能を有効に発揮して、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行により、<u>住民の生命及び身体の安全</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>この計画は「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)及び「原子力災害対策特別措置法」(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等(加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用(保安規定を定める施設))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な防災対策に関し、国(指定地方行政機関を含む。)、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定め、そのもてる機能を有効に発揮して、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行により、<u>住民の安全</u>を図ることを目的とする。(参考資料1, 2参照)</p> <p><u>また、放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出されることによる原子力災害に関しては、「茨城県地域防災計画」の「危険物等災害対策計画」により対応するものとする。</u></p> <p><u>この計画の専門的・技術的事項については、原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」(以下「原子力防災指針」という。)を十分尊重するものとする。</u></p> <p><u>なお、この計画は、「茨城県地域防災計画」の「原子力災害対策計画編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「茨城県地域防災計画(震災対策計画編)」に準拠するものとする。</u></p>	<p><変更内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「住民の安全」を「住民の生命及び身体の安全」に修正 ・ 後段に記載されていた「原子力防災指針の尊重」,「計画に定めのない事項」等について、第2節に移動 <p><変更理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害対策指針の目的として、国民の生命及び身体の確保が記載されたこと ・ 「第2節 計画の性格」を新設し、他の災害対策との関係等を整理

第2節 計画の性格

1 茨城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、茨城県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「茨城県地域防災計画」の「原子力災害対策計画編」として定めるものであるが、放射性物質の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出されることによる原子力災害に関しては、「茨城県地域防災計画」の「危険物等災害対策計画」により対応するものとし、この計画に定めのない事項に関しては「茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）」により対応するものとする。

3 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

(新設)

<変更内容>

- ・ 基本となる計画との位置付け
- ・ 他の災害対策との関係を第1節から移動
- ・ 原子力災害対策指針について、尊重すべき指針から遵守すべき指針へ修正

<変更理由>

- ・ 他の災害対策との関係を移動したことに伴い、前提として、本計画の位置付けを記載
- ・ 標題である「目的」との整合を図り、「性格」に統合
- ・ 原子力災害対策特別措置法の改正により、指針が法定化されたこと

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(略)

第4節 計画の対象となる範囲及び対応

1 原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村の範囲

本県には多くの原子力事業所があり、そこで扱われる放射性物質の種類、量、使用方法は様々である。

本計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、「原子力災害対策指針」に示されている「実用発電用原子炉に係る原子炉施設の予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）のめやす」並びに「実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域」を基準とする。

原災法対象事業所、「PAZ」、「UPZ」及び「実用発電用原子炉に係る原子炉施設以外の原子力災害対策重点区域」を含む市町村は、表1のとおりである。（以下、これらの市町村を「所在・関係周辺市町村」と総称する。）

表1 主な原子力事業所及び「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲」等

2 計画における対応

本計画では、表1に掲げる事業所を対象に、原子力災害が発生（過酷事故、自然災害と相前後して発生する事故を含む。）した場合を想定し、県等が行う以下の各種防災活動を規定する。

- ・緊急時環境放射線モニタリングの実施
- ・広報の実施
- ・避難・屋内退避等の方法
- ・安定ヨウ素剤の予防的服用
- ・緊急被ばく医療の実施（スクリーニングの実施）
- ・飲食物等の摂取・出荷制限の措置
- ・緊急輸送の体制の確立
- ・飲食物・生活必需品の供給
- ・交通規制
- ・治安の確保
- ・その他防災対策活動に必要な事項

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(略)

第3節 計画の対象となる範囲及び対応

1 原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村等の範囲

本県には多くの原子力事業所があり（参考資料4参照）、そこで扱われる放射性物質の種類、量、使用方法は様々である。

本計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所とし、原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、原子力安全委員会の定める「原子力防災指針」に示されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」を基準とする。（参考資料5参照）

原災法対象事業所及び「EPZ」を含む市町村は、表1のとおりである。また、所在・関係周辺市町村に加え、「EPZ」の近隣の市町村においても住民への広報を行うことが重要である。このため、住民への広報を重点的に行う市町村は、各地区毎の所在・関係周辺市町村（全て）に加え、東海・那珂地区にあつては水戸市及び常陸大宮市、大洗・銚田地区にあつてはひたちなか市とする。（以下、これらの市町村を「所在・関係周辺・近隣市町村」と総称する。）（参考資料8参照）

表1 主な原子力事業所及び「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」等

2 計画における対応

本計画では、表1に掲げる事業所を対象に、原子力災害が発生する場合を想定し、以下の対応を図ることとする。

(1) 様々な事態に対して応用が可能なように、原子力事業所ごとに原子力施設の特徴を踏まえた「避難計画等の基本型」の作成方針をあらかじめ規定する。

(2) 避難等の実施を想定とした、次のような県等の行う各種防災対策活動を規定する。

- ・緊急時環境放射線モニタリングの実施
- ・広報の実施
- ・避難・屋内退避等の方法
- ・緊急被ばく医療の実施
- ・飲食物等の摂取制限の措置
- ・緊急輸送の体制の確立

- ・その他防災対策活動に必要な事項

<字句の修正>

<変更内容>

- ・ 実用発電用原子炉に係る原子炉施設については、従来のEPZに代えて、PAZ、UPZを設定

<変更理由>

- ・ 福島第一原子力発電所事故において、EPZの目安を超える距離でも対策が必要となった（原子力災害対策指針との整合）

<変更内容>

- ・ 災害として、過酷事故、複合災害を規定

<変更理由>

- ・ 過酷事故を想定した内容への見直しが必要

第5節 特定事象に該当しない事故への対応

- 1 原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故に対しても、事故に対する住民の不安、動揺等の緩和を図るため、周辺住民が受けるおそれがある被ばく線量に着目して、事故をいくつかのケースに分類し、事故の状況に応じて次により、環境放射線モニタリングの強化、周辺住民への積極的な情報提供、注意喚起を行うなどの対応を図る。
このため、県は、特定事象に該当しない事故への対応について、別に定めておくものとする。
 - (1) 県は、記者発表を行うとともにホームページに掲載するほか、状況に応じて住民問合せ窓口を設置する。
 - (2) 所在・関係周辺_____市町村は、防災行政無線、ホームページ、広報車等により広報を行う。
- 2 事故のケースは、放射性物質の放出等に関する原子力事業所からの情報、放射線監視情報等から迅速に判断する。このために、あらかじめ各ケースに相当する放射性物質の放出量、空間線量率、排気筒又は環境中での放射性物質濃度等を概算して整備しておく。

第4節 特定事象に該当しない事故への対応

- 1 原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故に対しても、事故に対する住民の不安、動揺等の緩和を図るため、周辺住民が受けるおそれがある被ばく線量に着目して、事故をいくつかのケースに分類し、事故の状況に応じて次により、環境放射線モニタリングの強化、周辺住民への積極的な情報提供、注意喚起を行うなどの対応を図る。
このため、県は、特定事象に該当しない事故への対応について、別に定めておくものとする。
 - (1) 県は、記者発表を行うとともにホームページに掲載するほか、状況に応じて住民問合せ窓口を設置する。
 - (2) 所在・関係周辺近隣市町村は、防災行政無線、ホームページ、広報車等により広報を行う。
- 2 事故のケースは、放射性物質の放出等に関する原子力事業所からの情報、放射線監視情報等から迅速に判断する。このために、あらかじめ各ケースに相当する放射性物質の放出量、空間線量率、排気筒又は環境中での放射性物質濃度等を概算して整備しておく。

<変更なし>

計画改定案	現行計画	備 考
<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 原子力施設の安全確保の基本方針</p> <p>1 原子力事業者は、安全が全てに優先するとの原則の下、原子力施設周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護する責務を有することを認識し、関係諸法令、原子力安全協定等の遵守はもとより、自己の原子力施設の使用・運転・管理に万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、原子力施設周辺の住民の安全確保を図るため、原子力施設の立地、建設、運転について、県原子力審議会、県原子力安全対策委員会等の意見を尊重し、平常時から原子力事業所の安全管理体制等について確認するなど、原子力安全協定等の積極的な運用を図るとともに、国及び原子力事業者に対して適時適切な措置を求めるものとする。</p> <p>第2節 原子力事業者における防災体制の確立等</p> <p>原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、電気事業法等の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、災害対策基本法及び原災法の規定に基づき、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講じる。</p> <p>また、原子力事業者は、平常時から県、所在・関係周辺市町村と協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携体制を整備しておくとともに、自衛消防体制の充実強化に努めるものとする。</p>	<p>第2章 原子力災害予防計画</p> <p>第1節 原子力施設の安全確保の基本方針</p> <p>1 原子力事業者は、安全が全てに優先するとの原則の下、原子力施設周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護する責務を有することを認識し、関係諸法令、原子力安全協定等の遵守はもとより、自己の原子力施設の使用・運転・管理に万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 県は、原子力施設周辺の住民の安全確保を図るため、原子力施設の立地、建設、運転について、県原子力審議会、県原子力安全対策委員会等の意見を尊重し、平常時から原子力事業所の安全管理体制等について確認するなど、原子力安全協定等の積極的な運用を図るとともに、国及び原子力事業者に対して適時適切な措置を求めるものとする。</p> <p>第2節 原子力事業者における防災体制の確立等</p> <p>原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、電気事業法等の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、災害対策基本法及び原災法の規定に基づき、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講じる。</p> <p>また、原子力事業者は、平常時から県、所在・関係周辺市町村と協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携体制を整備しておくとともに、自衛消防体制の充実強化に努めるものとする。</p>	<p><変更なし></p> <p><変更なし></p>

1 県及び市町村との連携

(1) 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の尊重

原子力事業者が原子力災害対策を実施する際には県、所在・関係周辺市町村が作成する地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従うこととし、平常時から、同計画を原子力防災要員等に周知徹底する。

(2) 原子力事業者防災業務計画の作成・検討・修正

原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力災害の発生及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について、原子力事業者防災業務計画を作成する。

原子力事業者は、毎年、当該計画に検討を加え、必要があるときはこれを修正しなければならない。

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとする日の60日前までに、県知事及び所在市町村長に当該計画の案を提出し協議する。

原子力事業者は、当該計画を作成し、又は修正したときは、速やかに国に届け出るとともに、その要旨を公表する。

原子力事業者は、国に提出した原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書の写し及び当該計画書の要旨を、県及び所在市町村の原子力防災担当課長あて報告するものとする。

(3) 原子力防災教育・訓練

原子力事業者は、施設の運転を常時安全に行うとともに、原子力災害時に的確な応急対策活動がとれるよう、定期的に各種規定の教育、放射線防護を含めた原子力災害時の各種措置の訓練を行うものとする。

また、原子力事業者は、国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災訓練に対し共催又は参加・協力する。

1 県及び市町村との連携

(1) 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の尊重

原子力事業者が原子力災害対策を実施する際には県、所在・関係周辺市町村が作成する地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従うこととし、平常時から、同計画を原子力防災要員等に周知徹底する。

(2) 原子力事業者防災業務計画の作成・検討・修正

原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力災害の発生及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について、原子力事業者防災業務計画を作成する。

原子力事業者は、毎年、当該計画に検討を加え、検討の内容及び結果を県及び所在市町村の原子力防災担当課長あて報告する。

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとする日の60日前までに、県知事及び所在市町村長に当該計画の案を提出し協議する。

原子力事業者は、当該計画を作成し、又は修正したときは、速やかに国に届け出るとともに、その要旨を公表する。

原子力事業者は、国に提出した原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書の写し及び当該計画書の要旨を、県及び所在市町村の原子力防災担当課長あて報告するものとする。

(3) 原子力防災教育・訓練

原子力事業者は、施設の運転を常時安全に行うとともに、原子力災害時に的確な応急対策活動がとれるよう、定期的に各種規定の教育、放射線防護を含めた原子力災害時の各種措置の訓練を行うものとする。

また、原子力事業者は、国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災訓練に対し共催又は参加・協力する。

<変更内容>

- ・ 計画検討結果の県等への報告を削除し、検討結果により修正しなければならない旨記載

<変更理由>

- ・ 法律に基づく修正手続きとする

2 原子力事業者防災業務計画に関する協議等

(1) 県及び所在市町村は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始する。

さらに県は、原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町村の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。

(2) 県及び所在市町村は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届出があった場合、これを受理するものとする。

さらに県は、関係周辺市町村に当該届出の写しを速やかに送付するものとする。

(3) 県及び所在市町村は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出があった場合、これを受理するものとする。

さらに県は、関係周辺市町村に当該届出の写しを速やかに送付するものとする。

(4) 県及び所在市町村は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届出があった場合、これを受理するものとする。

さらに県は、関係周辺市町村に当該届出の写しを速やかに送付するものとする。

3 報告の徴収と立入調査・検査

(1) 県等は、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）等のための措置が適切に行われているかどうかについて、以下の方法により確認するものとする。

ア 県及び原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「原子力安全協定」という。）を締結している市町村は、必要に応じ、原子力事業者から報告を徴収し、適時適切な立入調査を実施する。

イ 県及び所在市町村は、必要に応じ、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施する。

(2) 立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

2 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び各種届出の受理

(1) 県及び所在市町村は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、原子力事業者が計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに、その計画案を受理し協議を開始する。

さらに県は、原災法第7条第2項に基づく関係周辺市町村に計画案を送付し、相当の期限を定めて、関係周辺市町村の意見を聴き必要に応じて原子力事業者との協議に反映させるものとする。

(2) 県及び所在市町村は、原子力事業者からその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届出があった場合、これを受理するものとする。

さらに県は、関係周辺市町村に当該届出の写しを速やかに送付するものとする。

(3) 県及び所在市町村は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出があった場合、これを受理するものとする。

さらに県は、関係周辺市町村に当該届出の写しを速やかに送付するものとする。

(4) 県及び所在市町村は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届出があった場合、これを受理するものとする。

さらに県は、関係周辺市町村に当該届出の写しを速やかに送付するものとする。

3 報告の徴収と立入調査・検査

(1) 県等は、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）等のための措置が適切に行われているかどうかについて、以下の方法により確認するものとする。

ア 県及び_____市町村は、必要に応じ、原子力安全協定に基づき、原子力事業者から報告を徴収し、適時適切な立入調査を実施する。

イ 県及び所在市町村は、必要に応じ、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施する。

(2) 立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

<変更なし>

<変更内容>

- ・ 立入調査を実施する市町村を特定

<変更理由>

- ・ 実施する市町村の明確化

第3節 国・県・市町村等の連携

国 ，県，所在・関係周辺市町村，警察，自衛隊，海上保安庁，消防機関，原子力事業者，指定（地方）公共機関等は，地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正，原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡，地域ごとの防災訓練の実施，緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の防災拠点としての活用，住民等に対する原子力防災に関する情報伝達，事故時の連絡体制，防護対策などの対応等について，「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて，平常時より密接な連携を図るものとする。

第3節 国・県・市町村等の連携

国（特に原子力防災専門官），県，所在・関係周辺市町村，警察，自衛隊，海上保安庁，消防機関，原子力事業者，指定（地方）公共機関等は，地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正，原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡，地域ごとの防災訓練の実施，緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の防災拠点としての活用，住民等に対する原子力防災に関する情報伝達，事故時の連絡体制，防護対策などの対応等について，「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて，平常時より密接な連携を図るものとする。

・ 字句の修正

第4節 災害応急体制及び設備の整備

1 県の活動体制の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

県は、原災法第10条に至る可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障（警戒事象）発生の通報を受けた場合及び大規模自然災害（立地市町村で震度5弱以上の地震等）が発生した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 災害対策本部体制等の整備

県は、原災法第10条に至る可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障（警戒事象）発生の通報を受けた場合に、副知事を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

県は、原災法第10条事象（特定事象）が発生した場合及び内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

(3) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

県は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた時、現地で応急対策の拠点となるオフサイトセンターが直ちに機能するよう、平常時から国等と協力して当該施設、設備、資機材及び資料等の維持・管理を行うとともに、あらかじめ職員の派遣体制の整備を行っておくものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県は、オフサイトセンターにおいて、防災関係機関が情報を共有し、調整を行う現地事故対策連絡会議へ職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、派遣手段等を定めておくものとする。

第4節 災害応急体制及び設備の整備

（新設）

<変更内容>

新設項目

- (1) 警戒態勢をとるために必要な体制
- (2) 災害対策本部体制等の整備
- (3) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制
- (4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制
- (5) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

<変更理由>

- ・ 災害応急体制として、県がとるべき活動体制を明確化

(5) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

県は、オフサイトセンターにおいて、防災関係機関が一同に会し、各種防護対策を実施、調整する原子力災害合同対策協議会に派遣する職員をあらかじめ定めるとともに、機能班における役割、権限等について、原子力防災専門官と協議し定めておくものとする。

2 オフサイトセンターの整備、管理

(1) 県は、原子力災害発生時に、国、市町村、事業者等の関係者が一同に会して、緊急時モニタリング、被ばく医療、避難やこれら住民への情報発信等の防護対策を円滑に実施するため、ひたちなか市西十三奉行地区に緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を整備し、次の事項等を実施する。

ア 基本的な応急対策の決定

・住民がとるべき行動の基本的指針の検討、協議、決定

イ 応急対策のための情報等の集約・発信

・環境放射線モニタリングに関する計画の策定と結果の集約

・応急対策実施状況等の情報の集約

・オフサイトセンターでの決定事項、事故状況や応急対策の実施状況などの基本情報の発信

(2) 県は、原災法第12条の規定に基づくオフサイトセンターの指定又は指定の変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

(3) 県は、国と共同して、衛星回線、TV会議システムの整備など原子力災害時に必要な通信及び情報機器の整備を行う。

(4) 県及び所在・関係周辺市町村は、原子力事業所において特定事象が発生した場合に、オフサイトセンターに設置される国の現地事故対策連絡会議及び原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という。）と即座に連携し活動できるよう、あらかじめ国、所在・関係周辺市町村、原子力事業者、独立行政法人原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）等と十分協議しておくものとする。

(5) 県、所在・関係周辺市町村は、原子力災害合同対策協議会及び機能班が円滑に活動できるよう、国と共同して運営要領を作成するものとする。

なお、応急対策等の内容と国・県・市町村等の役割分担、オフサイトセンターと支援・研修センターの連携は、おおむね図1、2のとおりとする。

1 オフサイトセンターの整備、管理

(1) 県は、原子力災害発生時における関係機関の情報等の集約・発信及び基本的な応急対策の検討、協議、決定を行うなど以下の基本的機能を担わせるため、ひたちなか市西十三奉行地区に緊急事態応急対策拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を整備し、その充実に努める。（参考資料6参照）

ア 基本的な応急対策の決定

・事故を終息させるための対策の検討、協議、決定

・住民がとるべき行動の基本的指針の検討、協議、決定

イ 応急対策のための情報等の集約・発信

・環境放射線モニタリングに関する計画の策定と結果の集約

・応急対策実施状況等の情報の集約

・オフサイトセンターでの決定事項、事故状況や応急対策の実施状況などの基本情報の発信

(2) 県は、原災法第12条の規定に基づくオフサイトセンターの指定又は指定の変更について、主務大臣から意見を求められた場合は、意見を主務大臣に提出するものとする。

(3) 県は、国と共同して、TV会議システムの整備など原子力災害時に必要な通信及び情報機器の整備を行う。

(4) 県及び所在・関係周辺市町村は、原子力事業所において特定事象が発生した場合に、オフサイトセンターに設置される国の現地事故対策連絡会議及び原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という。）と即座に連携し活動できるよう、あらかじめ国、所在・関係周辺市町村、原子力事業者、独立行政法人原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）等と十分協議しておくものとする。

(5) 県は、特定事象発生の通報を受けた時、直ちにオフサイトセンターにおける立ち上げ準備を行えるよう、平常時から国等と協力して当該施設、設備、資機材及び資料等の維持・管理を行うとともに、あらかじめ職員の派遣体制の整備を行っておくものとする。

(6) 国、県、所在・関係周辺市町村、原子力事業者、原子力機構等は、国の原子力緊急事態宣言後、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班が適時適切な応急対策等を行えるよう、また、オフサイトセンターと支援・研修センターの一体的な運営が可能となるよう、運営要領を作成しておくものとする。

なお、国の原子力緊急事態宣言後における応急対策等の内容と国・

・ 字句の修正

・ 字句の修正

<変更内容>

・ 衛星専用回線の追加

<変更理由>

・ 通信の多重化

<変更内容>

・ オフサイトセンター立ち上げ準備を1へ移動

<変更理由>

・ 県の活動体制へ統合

・ 字句の修正

県・市町村等の役割分担、オフサイトセンターと支援・研修センターの連携は、おおむね図1、2のとおりとする。

3 防災関係機関の体制等

- (1) 防災関係機関は、それぞれの機関の実情に応じて職員の非常参集体制の整備を図る。
- (2) 県は、収集した情報を的確に分析・評価できる人材の育成を図るとともに、原子力や防災の知識を有する原子力事業所職員経験者及び地元大学の専門家等を緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）、緊急被ばく医療でのスクリーニング、住民問合せ対応等において活用する体制の強化を図る。
- (3) 県は、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、必要に応じ、災害時における重要通信の優先的確保、報道要請、必要な物資の調達等に関して、指定公共機関等との協定締結、連携強化などにより協力体制の整備充実を図る。

4 広域的応援体制

- (1) 県は、災害対策基本法第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、他の都道府県との応援協定の締結を推進するなど、応援体制の整備、充実に努める。
また、原子力事業者との緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整しておくものとする。
- (2) 県は、広域の市町村間の協定等に基づく消防相互応援体制の強化、緊急消防援助隊による救助活動等の支援体制の充実等市町村相互の応援体制の整備、充実に努める。
- (3) 県警察は、警察庁及び他都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受入態勢などの整備を図るものとする。
- (4) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、受入態勢の整備等必要な準備を整えておくものとする。また、どのような分野（救急、救助、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、関係部隊と事前に調整を行うものとする。

5 長期化に備えた動員体制の整備

県は、国、所在・関係周辺市町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

2 防災関係機関の体制等

- (1) 防災関係機関は、それぞれの機関の実情に応じて職員の非常参集体制の整備を図る。
- (2) 県は、収集した情報を的確に分析・評価できる人材の育成を図るとともに、原子力や防災の知識を有する原子力事業所職員経験者等を緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）、緊急被ばく医療でのスクリーニング、住民問合せ対応等において活用する体制の強化を図る。
- (3) 県は、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、必要に応じ、災害時における重要通信の優先的確保、報道要請、必要な物資の調達等に関して、指定公共機関等との協定締結、連携強化などにより協力体制の整備充実を図る。

3 広域的応援体制

- (1) 県は、広域の市町村間の協定等に基づく消防相互応援体制の強化、緊急消防援助隊による救助活動等の支援体制の充実等、市町村相互の応援体制の整備、充実に努める。
- (2) 県は、災害対策基本法第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、他の都道府県との応援協定の締結を推進するなど、応援体制の整備、充実に努める。
- (3) 県警察は、警察庁及び他都道府県警察と緊急かつ広域的な救助活動を行うための広域緊急援助隊の充実に努める。

（新設）

（新設）

<変更内容>

- ・ 地元大学との連携

<変更理由>

- ・ 地元における専門家との連携

<変更内容>

- ・ (1)と(2)の順番を入替
- ・ 自衛隊への派遣要請を追記

<変更理由>

- ・ 県としての応援体制をはじめに記載する
- ・ 迅速な自衛隊への派遣要請、派遣内容の調整

<変更内容>

- ・ 長期化に備えた動員体制を整備

<変更理由>

- ・ 事態が長期化した場合の備え

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関相互の連携体制の確保

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在・関係周辺市町村、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、被災市町村から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を定めた要領を作成し、事業者、関係機関等に周知する。

- ・ 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
- ・ 防護対策に関する社会的状況把握のための情報収集先
- ・ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び所在・関係周辺市町村と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

県は、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

第5節 各種資料の収集・整備及び調査研究

県は住民への防護措置の必要性を判断するための資料等防災対策上必要な各種資料の収集・整備に努めるとともに、県原子力防災対策検討委員会委員等の専門家の協力を得て、防災対策のための調査研究を行う。

（新設）

<変更内容>

- (1) 県と関係機関相互の連携体制の確保
- (2) 機動的な情報収集体制
- (3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定
- (4) 非常通信協議会との連携
- (5) 移動通信系の活用体制

<変更理由>

- ・ 情報の収集・連絡体制の充実

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について関係機関が円滑に利用できるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、国、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

3 通信手段の確保

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国、所在・関係周辺市町村と連携し、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線網の整備

① 県と国、所在・関係周辺市町村との間の専用回線網の整備

県と国は、緊急時における県と国及び県と所在・関係周辺市町村との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

② 対策拠点施設との間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び所在・関係周辺市町村との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

<変更内容>

- (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制
- (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進
- (3) 防災対策上必要とされる資料

<変更理由>

- ・ 情報の分析整理の充実

<変更内容>

- (1) 専用回線網の整備
- (2) 通信手段・経路の多様化

<変更理由>

- ・ 通信手段確保の充実

(2) 通信手段・経路の多様化

① 防災行政無線の整備

県は、住民等への的確な情報伝達を図るため、国、所在・関係周辺市町村とともに、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。

② 災害に強い伝送路の構築

県は、災害に強い伝送路を構築するため、国と連携し、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

③ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

④ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、被災現場の状況を迅速に収集するため、国の協力のもと、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図るものとする。

⑤ 災害時優先電話等の活用

県は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

⑥ 通信輻輳の防止

県は、所在・関係周辺市町村及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定め、おくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

⑦ 非常用電源等の確保

県は、所在・関係周辺市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

⑧ 保守点検の実施

県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第6節 情報伝達・住民広報体制の確立

1 情報伝達・住民広報の手段の整備

(1) 県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在・関係周辺市町村、オフサイトセンター、支援・研修センター及び原子力事業者その他防災関係機関との相互連絡体制を確立し、常時緊密な連携を図るとともに、これらの防災拠点間における専用通信回線、災害時優先電話、TV会議システム等を整備、確保する。

(2) 県は、国及び支援・研修センターと共同で、情報の集約と広報を円滑かつ確実に実施するため、以下の機能を有する「原子力防災情報ネットワーク」を整備する。

ア 災害に関する様々な情報を集約する「情報集約用サーバー」及び住民が理解しやすいよう情報を整理する「住民広報用サーバー」を整備する。

イ 行政機関や報道機関は、それぞれの活動に係る情報を「情報集約用サーバー」に送信する。

また、各機関は、「住民広報用サーバー」にアクセスし、情報を入手する。

ウ 「情報集約用サーバー」に送信される内容及びその情報を整理する方法については、可能な限りあらかじめフォーマットを定めて自動化しておく。

(3) 所在・関係周辺____市町村は、市町村防災行政無線（特に戸別受信機）の整備に努めるなど、住民への情報伝達に係る設備等の充実に努める。

(4) 県は、災害に強い伝送路を構築するため、国と連携し、有・無線系、地上、衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

第6節 情報伝達・住民広報体制の確立

1 情報伝達・住民広報の手段の整備

(1) 防災関係機関は、相互の連絡体制を確立し、常時緊密な連携を図るものとする。特に、国、県、所在・関係周辺市町村、オフサイトセンター、支援・研修センター及び原子力事業所等が事故発生時から直ちに連携できる体制を構築するため、専用通信回線、災害時優先電話、TV会議システム等を整備、確保する。

(2) 県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡活動を行うため、ヘリコプターによる画像情報の収集・連絡システムや発災現場等で情報の収集・連絡に当たる要員など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を推進する。

(3) 県は、国及び支援・研修センターと共同で、情報の集約と広報を円滑かつ確実に実施するため、以下の機能を有する「原子力防災情報ネットワーク」を整備する。（参考資料7参照）

ア 災害に関する様々な情報を集約する「情報集約用サーバー」及び住民が理解しやすいよう情報を整理する「住民広報用サーバー」を整備する。

イ 行政機関や報道機関は、それぞれの活動に係る情報を「情報集約用サーバー」に送信する。

また、各機関は、「住民広報用サーバー」にアクセスし、情報を入手する。

ウ 「情報集約用サーバー」に送信される内容及びその情報を整理する方法については、可能な限りあらかじめフォーマットを定めて自動化しておく。

(4) 所在・関係周辺・近隣市町村は、市町村防災行政無線（特に戸別受信機）の整備に努めるなど、住民への情報伝達に係る設備等の充実に努める。

（新設）

<変更内容>

- ・ 県を主語とする
- ・ ヘリコプターによる画像情報の収集の移動

<変更理由>

- ・ 県を主体とする内容
- ・ 第5節の充実に伴う重複による3（2）④

- ・ 字句の修正

2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県は、国、所在・関係周辺市町村とともに、災害対策本部等からの住民への指示や情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、以下の事項をはじめとして、体制の充実に努める。

(1) 広報文例の作成

県、所在・関係周辺市町村は、国、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、以下の点を考慮して広報文例を作成する。

ア 住民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく住民の感覚を最大限に考慮して、住民が理解できるよう（中学生が理解できるよう）情報を整理する。

イ 放射線量のデータを伝達する場合には、その意味合いを理解するための情報（平常時の数値、法令等の基準・指標）を必ず付記する。

ウ 事故発生事業所の場所、避難対象区域、交通規制の状況等の情報を伝達する場合には、テレビ等で生中継ができるよう必ず地図を用いる。

(2) 報道機関との連携強化

ア 国及び県は、指定（地方）公共機関として指定されている報道機関が、住民広報用サーバーから入手した情報を基に、災害対策基本法に基づく協力の一環として確実に住民広報を行えるよう、あらかじめ協議を行う。

イ 県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

(3) 外国人も含めた「住民問合せ窓口」対応体制の整備

ア 国、県、所在・関係周辺市町村は、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、あらかじめQ&A集を準備しておく。

イ 県災害対策本部に寄せられる問合せのうち技術的事項の解説等については、支援・研修センターで対応できるよう、相互に転送が行える機能を整備する。

ウ 事故発生時に個人の安否等の情報を確認できるようにするため、特定事象が発生した場合には東日本電信電話株式会社の災害用伝言ダイヤルが開設されるよう、あらかじめ協議する。

2 住民広報の体制

県等は、災害対策本部等からの住民への指示や情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、以下の事項をはじめとして、体制の充実に努める。

(1) 広報文例の作成

国、県、所在・関係周辺・近隣市町村は、原子力の専門家、社会学者、報道機関等と十分に協議し、以下の点を考慮して広報文例を作成する。

ア 住民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく住民の感覚を最大限に考慮して、住民が理解できるよう（中学生が理解できるよう）情報を整理する。

イ 放射線量のデータを伝達する場合には、その意味合いを理解するための情報（平常時の数値、法令等の基準・指標）を必ず付記する。

ウ 事故発生事業所の場所、避難対象区域、交通規制の状況等の情報を伝達する場合には、テレビ等で生中継ができるよう必ず地図を用いる。

(2) 報道機関との連携強化

国及び県は、指定（地方）公共機関として指定されている報道機関が、住民広報用サーバーから入手した情報を基に、災害対策基本法に基づく協力の一環として確実に住民広報を行えるよう、あらかじめ協議を行う。

（新設）

(3) 外国人も含めた「住民問合せ窓口」対応体制の整備

ア 国、県、所在・関係周辺近隣市町村は、原子力の専門家、社会学者、報道機関等と十分に協議し、あらかじめQ&A集を準備しておく。

イ 県災害対策本部に寄せられる問合せのうち技術的事項の解説等については、支援・研修センターで対応できるよう、相互に転送が行える機能を整備する。

ウ 事故発生時に個人の安否等の情報を確認できるようにするため、特定事象が発生した場合にはNTTの災害用伝言ダイヤルが開設されるよう、あらかじめ協議する。

（新設）

- ・ 主語を県、市町村とする修正

<変更内容>

- ・ 緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用

<変更理由>

- ・ 情報通信体制の充実

3 住民広報を重点的に実施する範囲

(1) 県は、県民全体を対象として、報道機関への発表やホームページなどを通じた広報を行うとともに、県内全市町村へ情報を伝達する。

(2) 所在・関係周辺・近隣市町村は、事故発生事業所の「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）」内の住民等のみならず、その近隣住民にも情報が十分に行き渡るよう、以下に示す考え方を参考にした範囲において、重点的に広報を行うものとする。（参考資料 8 参照）

・ 東海・那珂地区、大洗・銚田地区ごとに、全ての原災法対象事業所から半径約 1 0 km 圏内を含む地域

・ 「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）」の最大値（東海・那珂地区は原電東海の半径 1 0 km 圏内、大洗・銚田地区は原子力機構大洗研究開発センターの半径 8 km 圏内）の 1.5 倍程度の地域の範囲

<変更内容>

- ・ 住民広報を重点的に実施する範囲の削除

<変更理由>

- ・ 県内全市町村への広報を実施

第7節 緊急時モニタリング体制の整備

1 平常時からの監視の実施

県は、関係機関と緊密な連携のもとに、原子力施設周辺環境の安全を確保するため、空間線量の測定・環境試料の放射能調査を実施するとともに、測定・調査結果に県東海地区環境放射線監視委員会において評価を加える。

また、原子力事業者は、原災法第11条の規定に基づき設置した放射線測定設備により測定し、県及び所在市町村へ報告するものとする。これら測定・調査結果や評価結果については、ホームページへ掲載するなどして積極的に公表する。

2 緊急時モニタリング体制の確立

県は、原子力事業所から異常な水準での放射性物質又は放射線の放出があった場合、原子力事業所周辺環境の放射性物質及び放射線に関する状況を迅速に把握するとともに、その状況を迅速かつ的確に災害対策本部、オフサイトセンターに組織される原子力災害合同対策協議会等へ提供することが重要であることから、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員を定めるとともに、緊急モニタリングセンターとその指揮下のモニタリングチームで構成する実施組織の役割等を定めておくものとする。

3 緊急時モニタリング計画の策定

県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、支援・研修センターの協力を得て、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。

なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とするものとする。

4 モニタリング設備・機器の整備・維持

緊急時モニタリングを実施する県、国及び原子力事業者は、平常時又は事故発生時における周辺環境の放射性物質又は放射線に関する状況を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測器等の環境放射線モニタリング設備・機器、携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

また、設備の整備にあたっては、地震時の自然災害に配慮するものとする。

第7節 緊急時モニタリング体制の整備

1 平常時からの監視の実施

県は、関係機関と緊密な連携のもとに、原子力施設周辺環境の安全を確保するため、空間線量の測定・環境試料の放射能調査を実施するとともに、測定・調査結果に県東海地区環境放射線監視委員会において評価を加える。

また、原子力事業者は、原災法第11条の規定に基づき設置した放射線測定設備により測定し、県及び所在市町村へ報告するものとする。これら測定・調査結果や評価結果については、ホームページへ掲載するなどして積極的に公表する。

2 緊急時モニタリング体制の確立

県は、原子力事業所から異常な水準での放射性物質又は放射線の放出があった場合、原子力事業所周辺環境の放射性物質及び放射線に関する状況を迅速に把握するとともに、その状況を迅速かつ的確に災害対策本部、オフサイトセンターに組織される原子力災害合同対策協議会等へ提供することが重要であることから、緊急モニタリングセンターの設置、実施組織、役割分担、専門技術者の派遣要請、支援・研修センターとの連携等、緊急時モニタリング体制を整備する。

3 緊急時モニタリングマニュアル等の整備

(1) 資料収集・整理

県は、原子力安全委員会が定める「環境放射線モニタリング指針」に基づき、緊急時モニタリングを実施するために必要な資料の収集・整理を行う。

(2) 緊急時モニタリングマニュアル等の作成整備

県は、原子力緊急時支援・研修センターの協力を得て、対象となる原子力事業所の特徴を踏まえた「緊急時モニタリング計画の基本型」を作成するとともに、緊急時モニタリングマニュアル等を作成・整備する。

4 モニタリング設備・機器の整備

緊急時モニタリングを実施する県、国及び原子力事業者は、平常時又は事故発生時における周辺環境の放射線及び放射性物質に関する状況を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測器等の環境放射線モニタリング設備及び機器類を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

<変更なし>

- ・ 字句の修正

<変更内容>

- ・ 緊急時モニタリング計画の策定

<変更理由>

- ・ 「3 緊急時モニタリングマニュアル等の整備」をモニタリング計画とし、流れに沿った位置に記載

- ・ 字句の修正

<変更内容>

- ・ 自然災害への配慮

<変更理由>

- ・ 災害に強い設備の整備

5 環境放射線に係る情報伝達のネットワークの整備等

県は、国、原子力事業者と連携し、環境放射線テレメータシステムに平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）等と接続するなど、気象情報、放出源情報等のネットワークを整備・維持する。

6 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

5 環境放射線に係る情報伝達のネットワークの整備等

県は、国、原子力事業者と連携し、環境放射線テレメータシステムに平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）等と接続するなど、気象情報、放出源情報等のネットワークを整備・維持する。

（新設）

<変更内容>

- ・ 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備

<変更理由>

- ・ 健康調査・健康相談を適切に行うため

第8節 避難計画等の整備

1 避難計画の作成

県は、所在・関係周辺市町村に対し、国、関係機関及び原子力事業所の協力ののもと、屋内退避及び避難誘導計画の作成について支援するものとする。

特にPAZを含む市町村においては、迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ作成し、避難の公示が発令された場合には、直ちに避難可能な体制を構築するものとし、UPZを含む市町村においては、PAZ内の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、広域避難計画を作成するものとする。

なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策を重点的に実施すべき区域外とし、県及び市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって都道府県との調整や市町村の間の調整を図るものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は、同一地域に確保するよう努めるものとする。

第8節 避難計画等の整備

1 避難計画等の基本型

防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」のうち、特に施設に近い地域にさらに重点を置いて防災対策を整備することとし、所在・関係周辺市町村は、警察、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、第1章第3節表1に掲げる原災法対象事業所の各施設を中心としたそれぞれの地域について、様々な事態に対して応用が可能な「避難計画等の基本型」を、県が示す以下の方針により策定する。(参考資料4,9,10及び11参照)

なお、原子力災害(原子力災害が生じる蓋然性を含む。)が発生した場合には、県又は所在・関係周辺市町村は、事故の規模、状況、風向等に応じて、この基本型を柔軟に応用して、避難・屋内退避等の対象地域(防護対策区域)を指定する。

(1) 避難計画等の基本型

所在・関係周辺市町村は、次により「避難計画等の基本型」を定める。

ア 各地区・集落毎の住民等のコンクリート屋内退避所及び避難所の指定

(7) 第1章第3節表1に掲げる原子力事業所のうち、次の3施設については、各施設毎に、a又はbの範囲の各地区・集落毎の住民に対するコンクリート屋内退避所又は避難所を、施設管理者の同意を得たうえであらかじめ指定するとともに、住民への周知徹底に努める。

- ・日本原子力発電(株)東海第二発電所
- ・(独)日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所再処理施設
- ・(独)日本原子力研究開発大洗研究開発センター高速実験炉「常陽」

a 各施設から半径約5km圏内全域の住民に対して、コンクリート屋内退避所

b 各施設から半径約3km圏内全域の住民に対して、避難所
なお、各施設から5km以遠についても「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」に関して、各地区・集落毎のコンクリート屋内退避所を確保しておく。

(i) 第1章第3節表1に掲げる原子力事業所のうち、(7)に掲げる3施設以外の施設については、各施設毎に、「原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」の各地区・集落毎の住民に対する避難所を、施設管理者の同意を得たうえであらかじめ指定するとともに、住民への周知徹底に努める。

なお、小規模の試験研究炉にあつては、直ちに避難すると住民が

<変更内容>

- ・PAZ市町村の避難計画の作成
- ・UPZ市町村の広域避難計画の作成
- ・国、県の広域調整
- ・同一地区は同一地域の避難先へ

<変更理由>

- ・防災対策を行う区域の拡大に伴い、広域での避難計画が必要
- ・地域コミュニティの確保

避難中に被ばくする可能性が高いと判断される場合を勘案し、必要に応じてコンクリート屋内退避所をあらかじめ指定しておくものとする。

イ 避難計画等の基本型及び交通規制等の計画

避難及びコンクリート屋内退避のための「避難計画等の基本型」を方位毎に定めるとともに、それぞれについて、避難者搬送を含めた緊急輸送道路、一般車両誘導経路、交通規制、警備体制、広報体制、要員配置等を定める。

(2) 避難計画の基本型を作成する際の留意点

(7) 原子力施設の近傍においては、住民等が原子力施設に近づかないよう、世帯、会社、学校等ごとに避難の経路を詳細に決めておく。

また、避難に車両を用いる場合の避難経路の設定については、迅速な交通規制を図るため、あらかじめ県及び警察と調整するものとする。

(i) 世帯、会社、学校等ごとに避難所等を定める際、住民等の混乱を防ぐため、可能な限り複数にならないよう単純化する。

(ii) 不特定多数の一時滞在者（業務で来訪した人、海水浴客など）の人数等を推定し、これらを含めた避難計画を作成する。

(e) 歩行が困難な高齢者、肢体不自由者や視覚障害者などの災害時要援護者について、その人数等をあらかじめ把握するとともに、病院、社会福祉施設等の管理者や自主防災組織等とあらかじめ協議を行い、これらを含めた避難計画も作成しておく。

2 設備・体制の整備

(1) 県は、適切な誘導及び必要な交通規制について、あらかじめ所在・関係周辺市町村及び警察と協議し、車両による住民避難が円滑に実施できる体制を整備するものとする。

(2) 県は、避難者搬送、交通規制等を円滑に実施するため、ヘリコプターによる上空からの監視も含めた広域的な交通管理体制の整備に努める。

(3) 所在・関係周辺市町村は、県と連携し、避難所等として指定された建物について、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

(4) 所在・関係周辺市町村は、学校等における避難・屋内退避が円滑に実施されるよう、市町村教育委員会及び学校等と通報連絡、避難誘導体制についてあらかじめ協議し、体制を整備しておくものとする。

(5) 県は、歩行が困難な高齢者、肢体不自由者や視覚障害者などの災害時要援護者が避難する場合において、市町村が行う避難所までの搬送や誘導などを支援する体制を充実させるため、自主防災組織、ボランティア等の協力に加え、県（機動班）、警察、自衛隊などの行政機関や事故発生事業所以外の原子力事業所などの協力を得る体制を構築する。

<変更内容>

- ・ 避難所等の整備
- ・ 避難誘導等資機材の整備

<変更理由>

- ・ 適切な避難誘導等

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

県は、所在・関係周辺市町村等に対し、避難先から更なる避難を避けるため、防護措置を重点的に実施すべき区域外の市民センター、学校、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言及び指導を行うものとする。

避難所の指定に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するとともに、国の協力のもと、県は広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、所在・関係周辺市町村等に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言及び指導を行うものとする。

また、県は、関係機関等と協力し、資機材の調達、搬送体制の整備を図るものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、所在・関係周辺市町村に対しコンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備について助言及び指導を行うものとする。

(6) 県は、所在・関係周辺市町村が行う避難誘導を支援するため、搬送車両の提供等に関し自衛隊の協力を得る体制を構築する。

3 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県、所在・関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画等を作成するものとする。

また、県は市町村と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

駅等の不特定多数の者が利用する施設等の管理者は、県、所在・関係周辺市町村と連携し、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

5 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、所在・関係周辺市町村等が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう所在・関係周辺市町村等に対し助言及び指導を行うものとする。

6 避難所・避難方法等の周知

県は、所在・関係周辺市町村等に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言及び指導を行うものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在・関係周辺市町村、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と連携のうえ、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

<変更内容>

- ・ 学校、駅等の避難計画の整備

<変更理由>

- ・ 学校、駅等における避難計画

<変更内容>

- ・ 住民等の避難状況の確認
- ・ 住民等への避難所の周知

<変更理由>

- ・ 住民への周知、避難確認

第9節 災害時要援護者への対応

1 災害時要援護者に対する防災体制の整備

(1) 県は、高齢者、障害者、外国人、妊産婦など、災害時要援護者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

① 災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。

② 災害時要援護者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、所在・関係周辺市町村及び関係機関等に対し、情報伝達体制の整備を支援するものとする。

③ 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。

④ 必要に応じて避難誘導や搬送、福祉避難所や福祉サービスの提供等の受入れ体制の整備を支援するものとする。

(2) 病院等医療機関の管理者は、県、所在・関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、県は、国の協力のもと病院等医療機関の避難に備え、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法についてあらかじめ定めておくものとする。

(3) 社会福祉施設の管理者は、県、所在・関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

また、県は、社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内や近隣都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。

(移動)

<変更内容>

- ・ 第13節から移動
- ・ 災害時要援護者の避難誘導
- ・ 移送体制の整備

<変更理由>

- ・ 要援護者への配慮

2 災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の確立

(1) 県は、外国人も含めた「住民問合せ窓口」対応体制を整備するとともに、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して字幕や文字放送、外国語放送を実施する体制の整備に努める。

(2) 県及び所在・関係周辺_____市町村は、災害時要援護者に対し迅速かつ的確に情報を伝達するため、緊急通報装置（日常生活用具給付種目の一つ）の給付促進、一斉同報システムや市町村防災行政無線の戸別受信機の整備に努める。

特に、聴覚障害者に対しては、FAX式又は文字表示式の戸別受信機を整備するなど、迅速確実に情報を伝達できる体制、相手方の受信状況や安否の確認ができる体制の整備に努める。

3 防災知識の普及

県及び所在・関係周辺_____市町村は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、視聴覚障害者、外国人等の災害時要援護者にも十分配慮したきめ細かな防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第10節 防災関係資機材の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

県は、所在・関係周辺市町村と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、所在・関係周辺市町村に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言及び指導を行うものとする。

2 消火活動用資機材等の整備

県は、平常時から所在・関係周辺市町村、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 県は、国、所在・関係周辺市町村と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を計画的に整備するものとする。

(2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第9節 防災関係資機材の整備

防災関係機関は、救急救助を含め防災対策を円滑に実施するために必要な測定機器、車両等関係資機材を整備し、維持に努める。また、県は、関係機関と連携し、資機材の調達、搬送体制の整備を図る。

(新設)

(新設)

<変更内容>

- ・ 救助救急、消化活動等の資機材の整備

<変更理由>

- ・ 防災関係資機材の充実

第11節 物資の調達、供給活動

- (1) 県は、国、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制の整備を行うものとする。また、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災し、流通在庫備蓄が確保できない場合も想定されることから、公的整備の充実に努めるものとする。
- (2) 県は、災害の規模等に鑑み、所在・関係周辺市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

(新設)

<変更内容>

- ・ 物資の調達・供給活動の新設

<変更理由>

- ・ 大規模な原子力災害が発生した場合の備蓄、調達・輸送体制が必要

第12節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送体制（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）の整備に努めるものとする。

(新設)

<変更内容>

- ・ 専門家の移送体制の整備、緊急輸送路の確保体制等の整備の新設

<変更理由>

- ・ 原子力災害が発生した場合の専門家の現地移送体制、緊急輸送路の確保が必要

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

(1) 県は、多重性や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検するものとする。また、県は国と連携し、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの整備を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

- (2) 県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
- (3) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時における交通規制について、運転者等に周知を図るものとする。
- (4) 県警察は、警察庁と協力し、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (5) 県及び県警察は、国、所在・関係周辺市町村の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する輸送活動を円滑に行う輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。
- (6) 県は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。
- (7) 県は国と連携し、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設の活用を図るための体制を整備するものとする。
- (8) 県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。
- (9) 県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、国と連携し、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

第 13 節 緊急被ばく医療体制等の確立

1 緊急被ばく医療体制の整備

県は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する救護所等における初期被ばく医療、一定レベル以上の被ばくが認められる者等に対する二次被ばく医療の体制を整備するとともに、放射線被ばく等による障害の専門的診断又は治療を行う三次被ばく医療との連携により緊急被ばく医療体制を確立する。

2 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

3 医療活動用資機材の整備

県は、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする

4 関係機関の協力の確保

- (1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力するものとする。
- (2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受け入れに関して協力するものとする。

5 原子力事業所における緊急被ばく医療体制の整備促進

原子力事業者は、事故発生事業所における業務従事者の緊急被ばく医療等を確保するため、 自らが 測定・除染・応急処置等の初期対応体制を整備するとともに、 初期被ばく医療の受入れ医療機関の確保を図るものとする。

6 緊急被ばく医療ネットワーク化の促進

県は、三次被ばく医療機関である放射線医学総合研究所及び二次被ばく医療機関である独立行政法人国立病院機構水戸医療センター（以下「水戸医療センター」という。）、県立中央病院及び被ばく医療の受入れが可能な医療機関との緊急被ばく医療に関するネットワークの整備を促進し、これによる情報交換及び研究協力等を通して緊急被ばく医療体制の充実に努める。

第 10 節 緊急被ばく医療体制の確立

1 緊急被ばく医療体制の整備

県は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する救護所等における初期被ばく医療、一定レベル以上の被ばくが認められる者等に対する二次被ばく医療の体制を整備するとともに、放射線被ばく等による障害の専門的診断又は治療を行う三次被ばく医療との連携により緊急被ばく医療体制を確立する。

(新設)

(新設)

2 関係機関の協力の確保

- (1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力するものとする。
- (2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受け入れに関して協力するものとする。

3 原子力事業所における緊急被ばく医療体制の整備促進

 事故発生事業所における 従事者の緊急被ばく医療等を確保するため、原子力事業所自らが 当該事業所における測定・除染・応急処置等の初期対応体制を整備するとともに、 特に初期被ばく医療の受入れ医療機関の確保を図るものとする。 県はこれらの体制整備に関して支援する。

4 緊急被ばく医療ネットワーク化の促進

県は、三次被ばく医療機関である放射線医学総合研究所及び二次被ばく医療機関である独立行政法人国立病院機構水戸医療センター（以下「水戸医療センター」という。）、県立中央病院及び当該医療の受入れが可能な医療機関との緊急被ばく医療に関するネットワーク化を促進し、これによる情報交換及び研究協力等を通して緊急被ばく医療体制の充実に努める。

<変更内容>

- ・ 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制
- ・ 医療活動用資機材の整備

<変更理由>

- ・ 医療活動体制の充実

7 情報提供システムの充実・活用

- (1) 県は、初期被ばく医療及び二次被ばく医療における一般傷病者等の医療が円滑に実施されるよう、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システムの充実に努める。
- (2) 県は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供する感染症緊急情報FAXエクスプレス等の情報提供システムの充実・活用に努める。

8 安定ヨウ素剤の配布・服用

9 救命の優先等

緊急被ばく医療活動に当たっては、被ばく又は傷病のいずれであっても救命を優先する。

5 情報提供システムの充実・活用

- (1) 県は、初期被ばく医療及び二次被ばく医療における一般傷病者等の医療を円滑に実施するため、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システムの充実に努める。
- (2) 県は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供する感染症緊急情報FAXエクスプレス等の情報提供システムの充実・活用に努める。

6 安定ヨウ素剤の投与体制の確立

県は、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な投与を図るため、効率的な配置・搬送体制を確立する。

7 救命の優先等

緊急被ばく医療活動に当たっては、被ばく又は傷病のいずれであっても救命を優先する。

第14節 教育及び防災訓練等の実施

1 防災業務関係者等の研修

県は、原子力災害に従事する防災業務関係者に対し、業務内容に応じた知識を習得させ、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、次に掲げる事項等についての研修を体系的に実施するものとする。

その際、県は各関係機関の防災業務関係者が必要な研修を十分に受けることができるよう調整を行うものとする。

- ア 原子力施設の概要
- イ 原子力施設の安全確保
- ウ 放射性物質、放射線の性質
- エ 放射線による健康への影響
- オ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器に関する知識
- カ 原子力災害時の広報に関する知識
- キ 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識
- ク 原子力に係る防災体制、組織及びその役割に関する知識
- ケ オフサイトセンター、支援・研修センター及び県災害対策本部等の設備の操作等に関する知識
- コ 放射線の防護に関する知識
- サ 放射線被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識
- シ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- ス 原子力災害時に住民がとるべき行動、留意すべき事項（避難方法、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等）
- セ 防災対策上必要な機器の操作等に関する知識
- ソ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

第11節 教育及び訓練

1 防災業務関係者等の研修

防災関係機関は、原子力災害対策に従事する防災業務関係者を指定し、その者に対して、業務内容に応じた知識を習得させるため、次に掲げる事項等について研修計画を作成し、体系的に実施するものとする。

なお、県は県、所在・関係周辺市町村及び指定地方公共機関の防災業務関係者が役割業務に必要な研修を十分に受けることができるよう関係機関と調整を行うものとする。

また、県は関係団体や学校法人等、公共的団体の関係管理職員が必要な知識を習得するため、研修に参加できるよう配慮する。

- ア 原子力施設の概要
- イ 原子力施設の安全確保
- ウ 放射性物質、放射線の性質
- エ 放射線による健康への影響
- オ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器に関する知識
- カ 原子力災害時の広報に関する知識
- キ 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識
- ク 原子力に係る防災体制、組織及びその役割に関する知識
- ケ オフサイトセンター、支援・研修センター及び県災害対策本部等の設備の操作等に関する知識
- コ 放射線の防護に関する知識
- サ 放射線被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識
- シ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- ス 原子力災害時に住民がとるべき行動、留意すべき事項（避難方法、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等）
- セ 防災対策上必要な機器の操作等に関する知識
- ソ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

・ 字句の修正

2 防災訓練計画の策定

(1) 県は、防災業務関係者が原子力災害時に実際に応急対策活動を迅速かつ確実にを行うことができるよう、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、複合災害や過酷事故を具体的に想定し、次の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせるなどして、より実践的な原子力防災訓練実施計画を作成するものとする。

また、住民に原子力災害時にとるべき行動や留意点等について、実際に体験し身体で理解してもらうなど原子力防災に関する知識の普及と意識の向上を図るため、関係機関と内容、時期等を協議のうえ、共同で住民参加型の原子力総合防災訓練を実施するものとする。

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 緊急被ばく医療訓練
- カ 住民に対する情報伝達訓練
- キ 住民避難・交通規制訓練
- ク 人命救助活動訓練

(2) 県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急被ばく医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 県は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき

2 防災業務関係者の訓練

防災関係機関等は、防災業務関係者が原子力災害時に実際に応急対策活動を迅速かつ確実にを行うことができるよう、関係機関と協議のうえ、原子力防災訓練実施計画を作成し、次に掲げる事項等について、業務を習熟させるために、訓練を個別、複合するなどして実施するものとする。

- ア 通信連絡訓練
 - イ 緊急時環境放射線モニタリング訓練
 - ウ 交通規制、緊急被ばく医療、飲食物摂取制限等の訓練
 - エ 災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練
 - オ 事故を終息させるための活動訓練
 - カ 関係住民に対する広報訓練（災害時要援護者対応訓練も含む）
 - キ 避難・屋内退避等の訓練（災害時要援護者対応訓練も含む）
 - ク 国が派遣する専門家及び原子力事業所が派遣する技術者を含めた防災関係者の動員訓練
- 防災関係機関等は訓練実施後にその評価を行い、必要に応じて防災計画の修正、体制の改善等を行うものとする。

3 住民参加型の原子力総合防災訓練の実施

(1) 防災関係機関等は、上記2に掲げる事項について、原子力災害時における原子力業務関係者の総合的な対応能力の向上とともに、住民に原子力災害時にとるべき行動や留意点等について、実際に体験し身体で理解してもらうなど原子力防災に関する知識の普及と意識の向上を図るため、関係機関と内容、時期等を協議のうえ、共同で住民参加型の原子力総合防災訓練を実施するものとする。

<変更内容>

- ・ 訓練事項の整理、訓練の企画立案、住民の訓練参加（移動）

<変更理由>

- ・ 複合災害を想定した訓練の実施

項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、事業者と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

(2) 県は、原子力総合防災訓練を実施する際、以下の点に留意するものとする。

ア 茨城県は人口の集積が高いという状況を踏まえ、実践に即し、避難対象地域等の各地区から多数の住民が参加できるようにする。

イ 小中学校において避難等の訓練を行う場合には、児童生徒を誘導する者の訓練も必要であるので、当該学校の教職員の参加は勿論のこと、その他の学校の教職員の参加も働きかけ、避難方法等について習熟できるような機会を設けることも検討する。

ウ 災害時要援護者に対する避難誘導體制を検証するために、視聴覚障害者や外国人の参加、さらに歩行の困難な人を模擬した避難誘導などを行うことも検討する。

エ 避難所やコンクリート屋内退避所（学校の校舎を含む。）への安定ヨウ素剤の搬送訓練や、避難所等において住民や児童生徒等に対し、安定ヨウ素剤の服用の効果や服用上の注意事項などの説明を行う。

4 自主防災組織等の育成

(1) 県及び所在・関係周辺市町村は、自主防災組織のリーダーやボランティアなどが、避難の際の誘導員や災害時要援護者に対する支援者となれるよう、講習会などを通じ育成するよう努めるものとする。

(2) 県、所在・関係周辺市町村は、学校、病院、社会福祉施設、企業、観光客等多くの人々が集まる施設の管理者等に対し、パンフレット等を配布し、留意すべき事項等も含め、原子力防災対策の基礎知識等を周知徹底する。

(3) 県、所在・関係周辺市町村は、住民参加の原子力防災訓練を行う場合は、次の2点について、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア等の協力を得る。

ア 自主防災組織のリーダー、ボランティア等に対する避難方法の習熟、周知徹底

イ 災害時要援護者の避難方法の習熟、支援者の育成

(2) 防災関係機関等は、実際に住民の避難・屋内退避等の防護措置が必要となるような具体的な事故を想定するとともに、以下の点に留意して「原子力総合防災訓練の計画」を定めるものとする。

ア 茨城県は人口の集積が高いという状況を踏まえ、実践に即し、避難対象地域等の各地区から多数の住民が参加できるようにする。

イ 小中学校において避難等の訓練を行う場合には、児童生徒を誘導する者の訓練も必要であるので、当該学校の教職員の参加は勿論のこと、その他の学校の教職員の参観も働きかけ、避難方法等について習熟できるような機会を設けることも検討する。

ウ 災害時要援護者に対する避難誘導體制を検証するために、視聴覚障害者や外国人の参加、さらに歩行の困難な人を模擬した避難誘導などを行うことも検討する。

エ 避難所やコンクリート屋内退避所（学校の校舎を含む。）への安定ヨウ素剤の搬送訓練や、避難所等において住民や児童生徒等に対し、安定ヨウ素剤の服用の効果や服用上の注意事項などの説明を行う。

(3) 防災関係機関等は、第三者機関の活用も含め、訓練実施後にその評価を共同で行い、必要に応じてそれぞれの機関の防災計画の修正、体制の改善等を図るものとする。

4 自主防災組織等の育成

(1) 県及び所在・関係周辺市町村は、自主防災組織のリーダー、ボランティアに対し、講習会を通じ、避難の際の誘導員、災害時要援護者に対する支援者として育成するよう努める。

(2) 県、所在・関係周辺市町村は、学校、病院、社会福祉施設、企業、観光客等多くの人々が集まる施設の管理者等に対し、パンフレット等を配布し、留意すべき事項等も含め、原子力防災対策の基礎知識等を周知徹底する。

(3) 県、所在・関係周辺市町村は、住民参加の原子力防災訓練を行う場合は、次の2点について、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア等の協力を得る。

ア 自主防災組織のリーダー、ボランティア等に対する避難方法の習熟、周知徹底

イ 災害時要援護者の避難方法の習熟、支援者の育成

<変更なし>

第 15 節 住民に対する防災知識の普及

県及び所在・関係周辺市町村は、原子力災害の特殊性を考慮し、県民や住民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、わかりやすく記述したパンフレット、ハンドブック、副読本、ビデオ、ホームページ等を作成し、積極的に防災知識の普及に努める。

その際、県及び所在・関係周辺市町村は、学校等とも連携し、総合的な学習の時間の活用など学校における知識の普及に努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者へ十分に配慮して広報を行うものとする。

- ア 原子力施設の概要
- イ 原子力施設の安全確保
- ウ 放射性物質、放射線の性質
- エ 放射線による健康への影響
- オ 環境放射線モニタリング
- カ 原子力災害時の住民への広報手段
- キ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- ク 原子力災害時に住民が取るべき行動、留意すべき事項
(避難等の方法や経路、避難先の連絡、避難開始時期、自主避難、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等)
- ケ 各地区毎の住民のためのコンクリート屋内退避所・避難所
- コ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

第 12 節 住民に対する防災知識の普及

県及び所在・関係周辺・近隣市町村は、原子力災害の特殊性を考慮し、県民や住民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、地図も用いてわかりやすく記述したパンフレット、ハンドブック、副読本、ビデオ、ホームページ等を作成し、積極的に広報を実施する。

その際、県及び所在・関係周辺・近隣市町村は、学校等とも連携し、総合的な学習の時間の活用など学校における知識の普及に努めるとともに、災害時要援護者にも配慮して広報を行うものとする。

- ア 原子力施設の概要
- イ 原子力施設の安全確保
- ウ 放射性物質、放射線の性質
- エ 放射線による健康への影響
- オ 環境放射線モニタリング
- カ 原子力災害時の住民への広報手段
- キ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- ク 原子力災害時に住民が取るべき行動、留意すべき事項
(避難等の方法や経路、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等)
- ケ 各地区毎の住民のためのコンクリート屋内退避所・避難所
- コ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

<変更内容>

- ・ 字句の修正
- ・ 高齢者等への配慮
- ・ 避難先の連絡、避難開始時期

<変更理由>

- ・ 要援護者の具体的な記載
- ・ 避難状況の確認のための住民からの連絡
- ・ 避難開始時期の周知による円滑な避難の確保

第13節 災害時要援護者への対応

(移動)第9節へ移動

1 災害時要援護者に対する防災体制の整備

(1) 社会福祉施設等管理者は、防災組織を整え、職員の動員、避難誘導体制の整備に努めるとともに、他の社会福祉施設との応援協定の締結、地域の自主防災組織、ボランティア組織等との協力体制の整備、充実に努める。

(2) 県及び所在・関係周辺市町村は、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア組織等との連携により、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者の避難誘導、支援等、安全確保に係る協力体制の整備に努めるとともに、災害時の社会福祉施設入所者の避難先をあらかじめ決定し、必要な設備を確保する。

また、災害時要援護者の所在について把握するとともに、パンフレット、ハンドブック等を作成するなどして避難場所等の周知徹底を図る。

2 災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の確立

(1) 県は、外国人も含めた「住民問合せ窓口」対応体制を整備するとともに、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して字幕や文字放送、外国語放送を実施する体制の整備に努める。

(2) 県及び所在・関係周辺近隣市町村は、災害時要援護者に対し迅速かつ的確に情報を伝達するため、緊急通報装置（日常生活用具給付種目の一つ）の給付促進、一斉通報システムや市町村防災行政無線の戸別受信機の整備に努める。

特に、聴覚障害者に対しては、FAX式又は文字表示式の戸別受信機を整備するなど、迅速確実に情報を伝達できる体制、相手方の受信状況や安否の確認ができる体制の整備に努める。

3 防災知識の普及

県及び所在・関係周辺・近隣市町村は、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、視聴覚障害者、外国人等の災害時要援護者にも十分に周知するよう努める。

・ 字句の修正

・ 字句の修正

第16節 行政機関の業務継続計画の策定

県は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第17節 原子力施設上空の飛行規制

1 飛行規制の要請

県は、航空機による原子力施設の災害の発生を防止するため、東京航空局（百里空港事務所）等に対し、原子力施設上空の飛行規制措置が遵守されるよう要請する。

2 違反航空機に対する措置

飛行規制の対象となる原子力施設の長及び当該施設の所在市町村長は規制措置違反飛行の事実を知ったときは、県に通報するとともに、東京航空局（百里空港事務所）等関係当局に対し、違反航空機の調査及び必要な措置を講じるよう求めるものとする。

3 航空交通管制機関との連携

県は、原子力災害時に自衛隊、県防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、平素から東京航空局（百里空港事務所）等と協議、調整を図っておくものとする。

（新設）

第14節 原子力施設上空の飛行規制

1 飛行規制の要請

県は、航空機による原子力施設の災害の発生を防止するため、東京航空局（百里空港事務所）等に対し、原子力施設上空の飛行規制措置が遵守されるよう要請する。（参考資料12参照）

2 違反航空機に対する措置

飛行規制の対象となる原子力施設の長及び当該施設の所在市町村長は規制措置違反飛行の事実を知ったときは、県に通報するとともに、東京航空局（百里空港事務所）長等関係当局に対し、違反航空機の調査及び必要な措置を講じるよう求めるものとする。（参考資料13参照）

3 航空交通管制機関との連携

県は、原子力災害時に自衛隊、県防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、平素から東京航空局（百里空港事務所）等と協議、調整を図っておくものとする。

<変更内容>

- ・ 業務継続計画の策定

<変更理由>

- ・ 庁舎の退避に備えた事前の準備体制

<変更なし>

計画改定案	現行計画	備 考
<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 事故発生時における連絡及び初期活動</p> <p>1 事故発生時の通報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者の行う通報</p> <p>原子力事業所において<u>事故・故障が発生し、原災法第10条に基づく通報事象に至っていないもののその可能性がある場合又はそのおそれがある場合は、事故発生事業所の原子力防災管理者は、警戒事象として直ちに、原災法第10条第1項の規定に基づく通報に準じ、次に掲げる事項を県（知事）をはじめ、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、支援・研修センター及び国の関係機関等に通報する。</u></p> <p>ア 原子力事業所の名称及び場所 イ 事故の発生箇所 ウ 事故の発生時刻 エ 事故の種類 オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 カ その他事故の把握に参考となる情報</p> <p><u>通報を受けた県は、UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡する。</u></p> <p>(2) 放射線監視における異常検知時に知事の行う連絡</p> <p>知事は、上記(1)の通報がない場合において、<u>平常時から実施している放射線監視において異常が検知された時は、直ちに原子力防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。</u></p> <p>また、その結果については、当該事業所の所在・関係周辺市町村長に連絡するとともに、<u>UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて連絡する。</u></p>	<p>第3章 原子力災害応急対策計画</p> <p>第1節 事故発生時における連絡及び初期活動</p> <p>1 事故発生時の通報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者の行う通報</p> <p>原子力事業所において事故が発生し、環境への有意な放射性物質の放出等がある、又はそのおそれがある場合は、事故発生事業所の原子力防災管理者は、直ちに、原災法第10条第1項の規定に基づく通報に準じ、<u>原子力安全協定、原子炉等規制法に基づき、次に掲げる事項を知事</u>所在・関係周辺・近隣市町村長、県警察本部長、消防機関、支援・研修センター及び国の関係機関等に通報する。</p> <p>ア 原子力事業所の名称及び場所 イ 事故の発生箇所 ウ 事故の発生時刻 エ 事故の種類 オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等 カ その他事故の把握に参考となる情報</p> <hr/> <p>(2) 放射線監視において異常が検知された場合</p> <p>県環境放射線監視センター長は、平常時から実施している放射線監視において異常が検知された場合は、<u>あらかじめ別に定めるところにより、直ちに知事に報告する。</u></p> <p>(3) 知事の行う連絡</p> <p>知事は、上記(1)の通報がない場合において<u>(2)の報告を受けた時は、直ちに原子力防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。</u></p> <p>また、その結果については、当該事業所の所在・関係周辺市町村長に連絡する。</p>	<p><変更内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ UPZ圏外市町村への連絡 <p><変更理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難の事前準備として、UPZ圏外の市町村への連絡を行う。

2 事故発生時の広報

- (1) 原子力事業者は、上記1(1)の通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報を実施する。
- (2) 県は、国、所在・関係周辺_____市町村、支援・研修センター等と連携して、上記(1)の通報の内容について、また、あらかじめ作成した広報文例に従い住民がとるべき当面の行動の指針について、県民及び報道機関に対し、速やかに広報を実施する。

3 防災関係機関相互の連携

事故発生事業所の原子力防災管理者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に知事、所在・関係周辺_____市町村長、県警察本部長、支援・研修センター及び国に連絡する。

知事は、国、所在・関係周辺_____市町村長、支援・研修センター等関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

4 通信連絡の方法

県と防災関係機関との間の通信連絡は、原則として図3により行うものとする。

なお、災害警戒本部の設置前における県の担当課は、生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課とする。

また、電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

5 活動体制

(1) 県の活動体制

知事は、事故発生の通報等を受けたときは、職員を動員・配備し、必要に応じて原子力事業所職員経験者等の活用により活動体制の強化を図る。

特に住民への防護措置が必要になる可能性がある場合には、その実施に備えて準備を開始する。

なお、災害警戒本部の設置前における県の対策担当課は、生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課及び防災・危機管理課があたる。

(2) 所在・関係周辺市町村及び関係機関の活動体制

所在・関係周辺市町村長及び関係機関の長は、事故発生の通報を受けたときは、直ちに活動体制を整えるものとする。

(3) 事故発生事業所の活動体制

事故発生事業所の原子力防災管理者は、速やかに関係職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

2 事故発生時の広報

- (1) 原子力事業者は、上記1(1)の通報の内容について、報道機関に対し、速やかに広報を実施する。
- (2) 県は、国、所在・関係周辺・近隣市町村、支援・研修センター等と連携して、上記(1)の通報の内容について、また、あらかじめ作成した広報文例に従い住民がとるべき当面の行動の指針について、県民及び報道機関に対し、速やかに広報を実施する。

3 防災関係機関相互の連携

事故発生事業所の原子力防災管理者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に知事、所在・関係周辺・近隣市町村長、県警察本部長、支援・研修センター及び国に連絡する。

知事は、国、所在・関係周辺・近隣市町村長、支援・研修センター等関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

4 通信連絡の方法

県と防災関係機関との間の通信連絡は、原則として図3により行うものとする。

なお、災害対策本部の設置前における県の担当課は、生活環境部_____原子力安全対策課とする。

また、電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

5 活動体制

(1) 県の活動体制

知事は、事故発生の通報等を受けたときは、あらかじめ別に定めるところにより職員を動員・配備(参考資料15参照)

し、必要に応じて原子力事業所職員経験者等の活用により活動体制の強化を図る。特に住民への防護措置が必要になる可能性がある場合には、その実施に備えて準備を開始する。

なお、災害対策本部の設置前における県の対策担当課は、生活環境部_____原子力安全対策課及び消防防災課があたる。

(2) 所在・関係周辺市町村及び関係機関の活動体制

所在・関係周辺市町村長及び関係機関の長は、事故発生の通報又は活動準備の要請を受けたときは、直ちに活動体制を整えるものとする。

(3) 事故発生事業所の活動体制

事故発生事業所の原子力防災管理者は、速やかに関係職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

・ 字句の修正

・ 字句の修正

・ 字句の修正

<変更内容>

・ 動員配備体制を参考資料から計画本文へ移動

<変更理由>

・ 動員配備体制の明確化

6 初期活動

(1) 消火活動

ア 事故発生事業所の原子力防災管理者は、速やかに火災の発生状況を把握し、火災が発生している場合は、安全を確認しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 消防機関は、火災が発生している場合は、事故発生事業所等の情報、原子力施設や放射線に関する専門家等の意見をもとに消火活動方法の決定及び活動中の安全確保を行い、事故発生事業所等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

(2) 現地情報の収集

ア 知事は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、直ちに担当者を事故発生事業所へ派遣する。

イ 派遣された担当者は、現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況（予測を含む）等各種防災対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告する。

(3) 緊急時モニタリングの開始

知事は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、支援・研修センターと連携し、直ちに県環境放射線監視センター及び事故発生事業所以外の原子力事業所に対し、あらかじめ別に定めるところにより、事故発生事業所の敷地内及びその周辺を中心として、固定放射線観測施設の放射線監視強化及び緊急時モニタリングの初期モニタリングに必要な準備を行うことを指示又は要請する。

(4) オフサイトセンターの設営準備

知事は、警戒事象発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

(5) 気象情報の収集

知事は、事故発生の通報を受けたときは、直ちに東京管区气象台（水戸地方气象台）に対し、あらかじめ別に定めるところにより、気象情報を提供するよう要請する。

(6) 広報

ア 原子力事業者は、事故の状況等について、報道機関に対し定期的に広報を行う。

イ 県は、国、所在・関係周辺市町村、支援・研修センター等と連携し、事故の状況、住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対し定期的に広報を行う。

その際、知事は、あらかじめ定める住民広報専任者に広報を担当させるものとする。

(7) 災害時要援護者の避難準備

知事は必要に応じ、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、入院患者その他の災害時要援護者の早期避難準備を行うよう所在・関係周辺市町村長に連絡する。

6 初期活動

(1) 消火活動

ア 事故発生事業所の原子力防災管理者は、速やかに火災の発生状況を把握し、火災が発生している場合は、安全を確認しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 消防機関は、火災が発生している場合は、事故発生事業所等の情報、原子力施設や放射線に関する専門家等の意見をもとに消火活動方法の決定及び活動中の安全確保を行い、事故発生事業所等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

(2) 現地情報の収集

ア 知事は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、直ちに担当者を事故発生事業所へ派遣する。

イ 派遣された担当者は、現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況（予測を含む）等各種防災対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに県へ状況を報告する。

(3) 緊急時モニタリングの開始

知事は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、支援・研修センターと連携し、直ちに県環境放射線監視センター、水戸原子力事務所及び事故発生事業所以外の原子力事業所に対し、あらかじめ別に定めるところにより、事故発生事業所の敷地内及びその周辺を中心として、固定放射線観測施設の放射線監視強化及び緊急時モニタリングの初期モニタリングを開始することを指示又は要請する。

（新設）

(4) 気象情報の収集

知事は、事故発生の通報を受けたときは、直ちに東京管区气象台（水戸地方气象台）に対し、あらかじめ別に定めるところにより、気象情報を提供するよう要請する。

(5) 広報

ア 原子力事業者は、事故の状況等について、報道機関に対し定期的に広報を行う。

イ 県は、国、所在・関係周辺・近隣市町村、支援・研修センター等と連携し、事故の状況、住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対し定期的に広報を行う。その際、知事は、あらかじめ定める住民広報専任者に広報を担当させるものとする。

（新設）

＜変更内容＞

- ・ オフサイトセンターの設営準備
- ・ 要援護者の避難準備

＜変更理由＞

- ・ 初期活動として、オフサイトセンターの立ち上げ準備が必要
- ・ 要援護者への配慮

第2節 特定事象発生時における連絡

特定事象発生時の通報連絡は、次により行うものとする。

(1) 原子力事業者が行う通報

原子力事業所において特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した場合は、当該事業所（以下「特定事象発生事業所」という。）の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、直ちに次に掲げる事項を県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官、支援・研修センター等に同時に文書をファクシミリで送付する。

なお、原災法第10条第1項後段の規定に基づき知事が行うべき関係周辺市町村長への通報は、特定事象発生事業所が行う連絡をもって知事からの通報があったものとみなす。

ア 原子力事業所の名称及び場所

イ 特定事象の発生箇所

ウ 特定事象の発生時刻

エ 特定事象の種類

オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等

カ その他特定事象の把握に参考となる情報

通報を受けた県は、UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡する。

(2) 放射線監視における異常検知時に知事の行う連絡

知事は、上記(1)の通報がない場合において、県が設置する空間線量率を測定する固定観測局において $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上の空間線量率の数値を発見した時は、直ちに原子力防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。

また、その結果については、当該事業所の所在・関係周辺市町村長に連絡するとともに、UPZ圏外で避難先となる可能性のある市町村に対し、必要に応じて連絡する。

(3) 通信連絡の方法

茨城県災害対策本部と防災関係機関との間の通信連絡は、原則として図3により行うものとする。

第2節 特定事象発生時における連絡

特定事象発生時の通報連絡は、次により行うものとする。

(1) 原子力事業者が行う通報

原子力事業所において特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した場合は、当該事業所（以下「特定事象発生事業所」という。）の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、直ちに次に掲げる事項を知事、所在・関係周辺・近隣市町村長、県警察本部長、消防機関、支援・研修センター、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府等に通報する。

なお、原災法第10条第1項後段の規定に基づき知事が行うべき関係周辺市町村長への通報は、特定事象発生事業所が行う連絡をもって知事からの通報があったものとみなす。

ア 原子力事業所の名称及び場所

イ 特定事象の発生箇所

ウ 特定事象の発生時刻

エ 特定事象の種類

オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等

カ その他特定事象の把握に参考となる情報

(2) 放射線監視において異常が検知された場合

県環境放射線監視センター長は、県が設置する空間線量率を測定する固定観測局において特定事象発生時の通報を行うべき数値を発見したときは、あらかじめ別に定めるところにより、直ちに知事に報告する。

(3) 知事の行う連絡

知事は、上記(1)の通報がない場合において(2)の報告を受けた時は、直ちに関係する原子力事業所、原子力防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、当該事業所の所在・関係周辺・近隣市町村長に連絡する。

(4) 通信連絡の方法

茨城県災害対策本部と防災関係機関との間の通信連絡は、原則として図3により行うものとする。

<変更内容>

- ・ UPZ圏外市町村への連絡
- ・ 環境放射線監視センターからの通報基準

<変更理由>

- ・ 避難の事前準備として、UPZ圏外の市町村への連絡を行う。
- ・ 放射線監視に異常があった場合の通報基準の明確化

第3節 茨城県災害対策本部の設置

1 事故発生時における県の体制及び職員の配備体制区分の基準及び内容

事故発生時における県の体制及び職員配備の決定基準は、放射性物質等の放出状況等により次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備体制	
連絡配備	環境への有意な放射性物質等の放出がない事故・トラブル	原子力安全対策課職員	
警戒体制 (事前配備)	第1	環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブル	災害情連絡担当者会議構成員 必要に応じて 災害情報連絡担当者会議を開催
	第2	環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上 $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブル	災害警戒本部構成員 災害情報連絡担当者会議構成員 災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置
非常体制	第1	○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上 $500 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブル ○原災法第10条に基づく通報があった事故	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の5分の1) 災害対策本部を設置
	第2	○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $500 \mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上の事故・トラブル ○原災法第15条に基づく原子力緊急事態に該当する事故	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (職員の2分の1)

第3節 茨城県災害対策本部の設置

<変更内容>

- 職員配備体制区分の基準及び内容

<変更理由>

- 職員の配備体制の明示

<p>2 職員の動員配備体制の決定</p> <p>(1) 警戒体制 <u>原子力事業所からの通報及び放射線監視データ等に基づく原子力安全対策課長の報告をもとに、生活環境部長が職員の動員配備体制区分の基準に基づき決定する。</u></p> <p>(2) 非常体制 <u>原子力安全対策課長の報告をもとに、生活環境部長が状況を判断し、知事の承認を得て決定する。ただし、生活環境部長が不在かつ連絡不能の場合は、生活環境部防災・危機管理局長が代行する。</u> <u>なお、知事が不在かつ連絡不能の場合は副知事が代行する。</u></p> <p>3 茨城県災害警戒本部の設置基準</p> <p><u>茨城県災害警戒本部は、次の場合に設置するものとする。</u></p> <p>ア <u>県又は原子力事業者が設置する空間線量率を測定する固定観測局で0.5μSv/時以上5μSv/時未満の放射線量が検出されたとき</u></p> <p>イ <u>原災法第10条に基づく通報事象に至る可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合</u></p> <p>4 茨城県災害警戒本部設置の決定</p> <p><u>生活環境部長は、原子力安全対策課長より収集した情報を勘案し、必要と認める場合は、茨城県災害警戒本部規程に基づき、災害警戒本部を設置する。</u></p> <p>5 茨城県災害警戒本部の組織及び所掌事務</p> <p>(1) <u>茨城県災害警戒本部の組織</u> <u>災害警戒本部は、本部長を副知事、副本部長を生活環境部長、及び本部付を生活環境部防災・危機管理局長とし、本部員を各部幹事課長、企業局総務課長、教育庁総務課長、警察本部警備課長等とする。</u></p> <p>(2) <u>本部会議</u> <u>災害警戒本部に災害警戒本部会議を置き、次の措置を迅速かつ的確に行う。</u></p> <p>① <u>災害対策本部を設置するにいたるまでの措置</u></p> <p>② <u>災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置</u> <u>なお、災害対策警戒本部の庶務は、生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課とする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><変更内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒体制、災害警戒本部の設置、設置基準及び所掌事務 決定及び決定に係る非常体制 <p><変更理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の前段階である災害警戒本部の設置基準等の明確化 決定者、決定者不在の際の代行
--	---	--

6 茨城県災害対策本部の設置基準

茨城県災害対策本部は、次の場合に設置するものとする。

- ア 原子力防災管理者から原災法第10条の規定に基づく特定事象（敷地境界付近等で $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上を検出したとき又は臨界の発生の蓋然性が高い状態など原子力緊急事態に至る可能性があるとき）の発生通報を受けたとき
- イ 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上（中性子線が測定された場合は、ガンマ線の放射線量と中性子線の放射線量を合計）の放射線量が検出されたとき
- ウ 内閣総理大臣が原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を発出したとき
- エ その他、知事が茨城県災害対策本部の設置を必要と認めたとき

7 茨城県災害対策本部設置の決定

生活環境部長の報告をもとに知事が状況を判断し、必要と認めた時は、災対法第23条第1項の規定に基づき災害対策本部を設置する。ただし、生活環境部長が不在かつ連絡不能の場合は、生活環境部防災・危機管理局長が代行する。

また、知事が不在かつ連絡不能の場合は副知事が代行する。

また、知事は、本部を設置したときは、その旨を国、所在・関係周辺市町村長、支援・研修センター等の防災関係機関に連絡するものとする。

1 茨城県災害対策本部の設置基準

(1) 茨城県災害対策本部の設置基準

知事は、次の各号の一に該当するに至った場合は、災害対策基本法の規定に基づき茨城県災害対策本部 を設置する。

- ア 原子力防災管理者から原災法第10条の規定に基づく特定事象（敷地境界付近等で $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上を検出したとき又は臨界の発生の蓋然性が高い状態など原子力緊急事態に至る可能性があるとき）の発生通報を受けたとき
- イ 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上（中性子線が測定された場合は、ガンマ線の放射線量と中性子線の放射線量を合計）の放射線量が検出されたとき
- ウ 内閣総理大臣が原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を発出したとき
- エ その他、知事が茨城県災害対策本部の設置を必要と認めたとき

上記ア、イ、エの一に該当するとして茨城県災害対策本部（以下「本部」という。）を設置した場合であって、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する前の段階では、本部設置についての関係機関への連絡や住民への広報等を行う際には、「警戒段階」であることを周知する。

(2) 知事は、本部を設置したときは、その旨を国、所在・関係周辺・近隣市町村、支援・研修センター等の防災関係機関に連絡するものとする。

(新設)

・ 字句の修正

<変更内容>

- ・ 決定者及び決定に係る非常体制

<変更理由>

- ・ 決定者、決定者不在の際の代行

8 茨城県災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 茨城県災害対策本部の組織

本部の組織は、表2及び図4のとおりとする。

部の班の構成及び分掌事務は、茨城県災害対策本部条例施行規則（昭和58年3月31日茨城県規則第16号）に定めるとおりとする。

(2) 本部会議

茨城県災害対策本部の**本部長**（以下「**本部長**」という。）は、応急対策上重要な事項を協議するため、本部長、副本部長、本部付及び表2に掲げる各部長等で構成する本部会議を招集する。

なお、国が派遣する原子力施設、放射線防護等に関する専門家（以下「**専門家**」という。）、技術要員の代表者、防災関係機関の連絡員等についても必要に応じ出席を求めるものとする。

(3) 茨城県災害対策本部事務局

本部に茨城県災害対策本部事務局（以下「**事務局**」という。）を置く。

事務局の組織及び運営については、茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則（昭和58年3月31日茨城県規則第17号）に定めるとおりとする。

9 関係機関との連携

(1) 防災関係機関相互の連携

特定事象発生事業所の原子力防災管理者は、原災法第25条第2項前段の規定及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、最初の通報を行った後、特定事象の経過、応急措置の実施状況等について速やかに、また定期的に知事、所在・関係周辺____市町村長、県警察本部長、オフサイトセンター（国の現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会）、支援・研修センター及び国の関係機関等に連絡・報告する。

なお、原災法第25条第2項後段の規定に基づき知事が行うべき関係周辺市町村長への応急措置の実施状況の通知は、特定事象発生事業所が行う報告をもって知事からの通知があったものとみなす。

本部長は、国、所在・関係周辺____市町村長、支援・研修センター等関係機関と連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

また、本部長は、必要に応じ、安全規制担当省庁に対して専門家の派遣を要請するものとする。

(2) オフサイトセンターの設営準備

本部長は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

(3) 国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣

2 茨城県災害対策本部の組織及び所掌事務

(1) 茨城県災害対策本部の組織

本部の組織は、表2及び図4のとおりとする。

部の班の構成及び分掌事務は、茨城県災害対策本部条例施行規則（昭和58年3月31日茨城県規則第16号）に定めるとおりとする。

(2) 本部会議

本部長は、応急対策上重要な事項を協議するため、本部長、副本部長、本部付及び表2に掲げる各部長等で構成する本部会議を招集する。なお、国が派遣する原子力施設、放射線防護等に関する専門家（以下「**専門家**」という。）、技術要員の代表者、防災関係機関の連絡員等についても必要に応じ出席を求めるものとする。

(3) 茨城県災害対策本部事務局

本部に茨城県災害対策本部事務局（以下「**事務局**」という。）を置く。

事務局の組織及び運営については、茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則（昭和58年3月31日茨城県規則第17号）に定めるとおりとする。

3 関係機関との連携

(1) 防災関係機関相互の連携

特定事象発生事業所の原子力防災管理者は、原災法第25条第2項前段の規定及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、最初の通報を行った後、特定事象の経過、応急措置の実施状況等について速やかに、また定期的に知事、所在・関係周辺・近隣市町村長、県警察本部長、オフサイトセンター（国の現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会）、支援・研修センター及び国の関係機関等に連絡・報告する。

なお、原災法第25条第2項後段の規定に基づき知事が行うべき関係周辺市町村長への応急措置の実施状況の通知は、特定事象発生事業所が行う報告をもって知事からの通知があったものとみなす。

本部長は、国、所在・関係周辺・近隣市町村長、支援・研修センター等関係機関と連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

また、本部長は、必要に応じ、安全規制担当省庁に対して専門家の派遣を要請するものとする。

(2) オフサイトセンターの設営準備

本部長は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

(3) 国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣

<変更なし>

・ 字句の修正

第4節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣

1 原子力防災要員等の県・市町村への派遣

特定事象発生事業所は、次の各段階において原子力防災要員等を、県、所在・関係周辺市町村に派遣し、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うものとする。

なお、当該事業所において原子力防災要員等が不足する場合には、他の原子力事業所との協力により、他の原子力事業者の原子力防災要員等を派遣することにより、対応するものとする。

(1) 特定事象発生時の対応

原災法第10条第1項に規定する特定事象が発生した原子力事業者は、県、所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を派遣する。派遣された原子力防災要員等は、事故状況、応急措置等に関する説明を行うとともに、県、所在・関係周辺市町村が実施する住民の防護対策等の緊急事態応急対策等の立案への参加や広報（住民問合せ窓口を含む。）への協力などの業務を実施する。

(2) 住民避難等への対応

特定事象発生事業所は、避難及びコンクリート屋内退避の勧告・指示を行った所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を速やかに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、避難所及びコンクリート屋内退避所において事故状況、応急措置等に関する説明など住民に対する広報を行う。

2 原子力防災要員等のオフサイトセンターへの派遣

原災法第10条第1項に規定する特定事象が発生した原子力事業者は、オフサイトセンターへ原子力防災要員等を直ちに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、特定事象の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明を行うとともに、事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案に参加する。

なお、国により、原子力緊急事態宣言が発出された場合においては、原子力災害防災協議会の機能班の構成員として、副原子力防災管理者その他責任を有する役職員を派遣して対応するものとする。

(移動)

・ 字句の修正

・ 字句の修正

第5節 関係機関等への協力要請

国、県、所在・関係周辺市町村及び関係機関等は、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

防災関係機関等への協力要請事項をまとめると以下のとおりである。

1 防災関係機関等への協力要請

知事は、支援・研修センターと連携のもと、国、所在・関係周辺市町村及び関係機関等の長に対し、次に定めるところにより応急対策活動を円滑に実施するため協力を要請する。

(1) 事故発生時（応急対策が必要と判断した場合）

ア 防災関係機関等に対する活動準備要請

(2) 緊急時モニタリング実施時

ア 事業所等に対し、緊急時モニタリングへの協力要請

イ 東京管区气象台に対し、気象情報の提供要請

ウ 必要に応じ、第三管区海上保安本部に対し、海洋サーベイのための船艇等の派遣要請

(3) 広報実施時

ア 報道機関に対する報道要請

イ 観光客等の一時滞在者の多く集まる施設、公共交通機関に対し、施設利用者等への情報提供要請

(4) 避難・屋内退避等実施時

ア 関係機関等に対し、広報、要員・資機材の配備、避難誘導、避難者の緊急搬送等への協力要請

イ 第三管区海上保安本部に対し、海上の防護対策区域内の航行制限等の措置要請及び救助、救急活動、警備活動への協力要請

(5) 緊急被ばく医療実施時

ア 国に対し、緊急被ばく医療派遣チームの派遣及び放射線医学総合研究所の受け入れ体制の確立要請

イ 関東信越厚生局に対し、緊急医療センターへの要員の派遣要請

ウ 水戸医療センターに対し、二次被ばく医療への協力要請

エ 日本赤十字社（茨城県支部）等に対し、医療救護班を構成するチーム又は要員の派遣要請

オ 社団法人茨城県医師会長に対し、緊急被ばく医療への協力要請

カ 消防機関に対し、被ばく者搬送の支援要請

キ 関係機関等に対し、放射線測定用資機材等の提供要請

(6) 緊急輸送実施時

ア 関東運輸局（茨城運輸支局）、第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）、運輸機関等に対し、人員、車両等の派遣等の支援要請

（移動）

・ 字句の修正

2 自衛隊への災害派遣要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば、次に定めるところにより直ちに自衛隊に対し派遣を要請するものとし、所在・関係周辺市町村長から自衛隊の派遣要請の要求があった場合も同様とする。

また、知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の撤収を要請するものとする。

(1) 緊急時モニタリング実施時

ア 空中モニタリング、海洋モニタリングのための航空機、船艇等の派遣要請

(2) 被害状況の把握

ア 被害状況の情報収集のための車両、航空機等の派遣要請

(3) 退避、避難等実施時

ア 捜索救助の支援要請（行方不明者、傷者、被ばく者等の捜索救助も含む）

イ 避難誘導及び避難者の緊急搬送（ヘリコプター派遣を含む）への協力要請

ウ 炊飯及び給水のための人員、資機材の派遣等の支援要請

エ その他知事が必要と認める事項の支援要請

(4) 消防活動への協力

ア 原子力事業所外における消防機関への支援要請

(5) 緊急被ばく医療実施時

ア 被ばく者搬送の支援要請

イ 被ばく者の除染や除染した放射能物質の一時保管等の支援要請

(6) 緊急輸送実施時

ア 緊急輸送のための人員、車両等の派遣等の支援要請

3 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

県は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、災害廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。

4 広域的な応援要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば所在・関係周辺市町村以外の市町村や、関係14道府県で締結された「原子力災害時の相互応援に関する協定」を活用するなどして関係道府県等に対し、災害応急対策要員の派遣、資機材の提供等の応援を指示し、要請する。

また、知事は、必要に応じて、消防庁に緊急消防援助隊の派遣要請を行うものとする。

さらに、警察本部長は、必要に応じて、他の都道府県警察災害派遣隊の派遣要請を行うものとする。

（新設）

<変更内容>

- ・ 自衛隊の撤収要請

<変更理由>

- ・ 撤収時の手順の明確化

<変更内容>

- ・ 原子力災害被災者生活支援チームと連携

<変更理由>

- ・ 避難完了後の段階における被災者生活支援チームと連携

第6節 緊急時モニタリング

1 警戒段階のモニタリングの実施

県は、各原子力施設において異常が検知された場合、周辺への影響の把握という観点から、次のうち必要な事項を行うなどして、平常時のモニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を強化し、結果をとりまとめ、原子力事故警戒本部及び原子力事故現地警戒本部に連絡するものとする。

- (1) モニタリングポスト等による空間放射線量率の監視強化
- (2) 大気中の放射性物質の監視強化
- (3) 気象観測の監視強化
- (4) 積算線量の監視強化
- (5) 移動サーベイの実施

また、県は、緊急時モニタリング計画により、緊急時モニタリングに必要な準備を行うものとする。

2 緊急時モニタリングの体制

(1) 緊急モニタリングセンターの設置

ア 知事 〇〇〇〇は、事故発生事業所からの事故情報、県及び事業所等の実施した初期モニタリングの結果等に基づき、応急対策の実施に必要な放射線及び放射性物質の測定調査を一元的かつ総合的に実施するため、緊急モニタリングセンターを設置する。

イ 知事 〇〇〇〇は、次の事業所等に対し、技術者の緊急モニタリングセンターへの派遣及び各事業所等の緊急モニタリング班の設置その他緊急時モニタリングの実施に関して協力を要請する。

〇〇〇〇原子力機構原子力科学研究所、原子力機構核燃料サイクル工学研究所、原子力機構大洗研究開発センター、日本原電東海・東海第二発電所

ウ 上記イ以外の事業所に対しても、必要に応じて緊急時モニタリングの実施に関し協力を求めるものとする。

(2) 緊急モニタリングセンターの役割

緊急モニタリングセンターは、国及び支援・研修センターとの連携・協力のもと、事故発生事業所及び周辺環境の放射性物質や放射線に関する情報、気象情報等を迅速に得て周辺住民及び環境への放射能の影響の予測、評価を行い、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会、県や所在・関係周辺市町村の災害対策本部が行う住民の行動の基本的指針の検討・協議・決定に資するための情報を提供する。

(3) 緊急時モニタリングの組織と業務

緊急モニタリングセンターの組織及び各班の業務は、図5のとおり

第4節 緊急時モニタリング

1 緊急時モニタリングの体制

(1) 緊急モニタリングセンターの設置

ア 本部長（知事）は、事故発生事業所からの事故情報、県及び事業所等の実施した初期モニタリングの結果等に基づき、応急対策の実施に必要な放射線及び放射性物質の測定調査を一元的かつ総合的に実施するため、緊急モニタリングセンターを設置する。

イ 本部長（知事）は、次の事業所等に対し、技術者の緊急モニタリングセンターへの派遣及び各事業所等の緊急モニタリング班の設置その他緊急時モニタリングの実施に関して協力を要請する。

水戸原子力事務所、原子力機構原子力科学研究所、原子力機構核燃料サイクル工学研究所、原子力機構大洗研究開発センター、原電東海

ウ 上記イ以外の事業所に対しても、必要に応じて緊急時モニタリングの実施に関し協力を求めるものとする。

(2) 緊急モニタリングセンターの役割

緊急モニタリングセンターは、国及び支援・研修センターとの連携・協力のもと、事故発生事業所及び周辺環境の放射性物質や放射線に関する情報、気象情報等を迅速に得て周辺住民及び環境への放射能の影響の予測、評価を行い、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会、県や所在・関係周辺市町村の災害対策本部が行う住民の行動の基本的指針の検討・協議・決定に資するための情報を提供する。

(3) 緊急時モニタリングの組織と業務

緊急モニタリングセンターの組織及び各班の業務は、図5のとおり

<変更内容>

- ・ 警戒段階のモニタリング

<変更理由>

- ・ 警戒段階でのモニタリングの強化

- ・ 字句の修正

りとする。緊急モニタリングセンターは、支援・研修センターの支援を得て、各原子力関係機関の活動の調整等を行い、緊急時モニタリング実施計画の作成、固定放射線観測施設等のデータの収集・分析評価をおこなう。
なお、緊急モニタリング班の編成基準は、図6のとおりとする。

3 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画

県は、原子力規制委員会が緊急時モニタリング実施計画を策定する際に開催する、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議に参画し、改定に協力するものとする。

4 緊急時モニタリングの実施

緊急モニタリングセンター長は、原子力災害対策本部の総合調整のもと、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、緊急時モニタリング計画に基づき、初期モニタリング、第1段階モニタリング及び第2段階モニタリングからなる緊急時モニタリングを、事故の状況等に応じ、次により実施する。
また、緊急モニタリングセンター長は、_____その実施状況及び結果について、原子力災害対策本部、県本部及びオフサイトセンターにおける国現地事故対策本部（原子力緊急事態宣言後は、原子力災害現地対策本部）に連絡する。

(1) 初期モニタリング

＜指針等が示されるまで現行計画どおり＞

とする。緊急モニタリングセンターは、支援・研修センターの支援を得て、各原子力関係機関の活動の調整等を行い、緊急時モニタリング実施計画の作成、固定放射線観測施設等のデータの収集・分析評価をおこなう。
なお、緊急モニタリング班の編成基準は、図6のとおりとする。

(新設)

2 緊急時モニタリングの実施

緊急モニタリングセンター長は、_____

初期モニタリング、第1段階モニタリング及び第2段階モニタリングからなる緊急時モニタリングを、事故の状況等に応じ、次により実施する。

また、緊急モニタリングセンター長は、緊急時モニタリング実施計画の内容、その実施状況及び結果について、県本部及びオフサイトセンターにおける国現地事故対策連絡会議（原子力緊急事態宣言後は、原子力災害合同対策協議会）に連絡する。

(1) 初期モニタリング

初期モニタリングは、原子力事故発生直後から開始し、事業所周辺の環境放射線の状況を迅速に把握する。

緊急モニタリングセンター長は、次の(ア)に掲げる情報に基づいて、(イ)に掲げる項目に関する予測を行う。

(ア) 予測に必要な情報

- a 事故発生事業所から得られる放射性物質の放出に関する情報
- b 東京管区気象台(水戸地方気象台)から提供される気象情報とその予測される変化
- c 事業所等から提供される事故発生事業所の敷地内及びその周辺を中心とした固定放射線観測局等の初期モニタリング情報
- d 文部科学省から提供されるSPEEDIネットワークシステムによる諸予測情報

(イ) 予測項目

- a 空間放射線量率の地域分布及び最大線量率の出現地点
- b 大気中放射性ヨウ素濃度の地域分布及び最大濃度の出現地点
- c 必要に応じて、その他の放射性物質(ウラン、プルトニウム等)の大気中濃度の地域分布及び最大出現地点

＜変更内容＞

・ 緊急時モニタリング実施計画への参画

＜変更理由＞

・ 緊急時モニタリング実施計画への関与

・ 字句の修正

◇ 国の指針等を待つて検討

(2) 第1段階モニタリング

<指針等が示されるまで現行計画どおり>

- d 住民が屋外にいる場合に受けると予想される被ばく線量（以下「予測線量」という。）の分布とその時間的变化
- (2) 第1段階モニタリング
 - 特定事象発生事業所の周辺地域住民の避難・屋内退避等及び飲食物対策を含む防護措置の必要性を判断するために、迅速性を優先して当該事業所の近隣地区を重点的に行う。
 - その際、住民の被ばくに大きく寄与する放射性物質等を優先してモニタリングし、評価するよう配慮する。
 - ア 第1段階モニタリング計画の作成及び実施
 - 緊急モニタリングセンター長は、初期モニタリングによる予測結果を踏まえ、別に定める緊急時モニタリングマニュアルに基づき、緊急時モニタリングを行うべき地域又は地点及び測定項目を選定し、第1段階モニタリング実施計画を作成するとともに、直ちに各モニタリング班に対して、当該計画に基づくモニタリングを実施するよう指示する。
 - ア 測定項目
 - a 空間放射線量率（ガンマ線及び中性子線）
 - b 大気中放射性ヨウ素濃度
 - c 必要に応じて、その他の放射性物質（ウラン、プルトニウム等）の大気中濃度
 - d 環境試料（飲料水、葉菜、原乳）中の放射性ヨウ素の濃度
 - e 必要に応じて環境試料（飲料水、葉菜、原乳）中の放射性セシウム、プルトニウム等のアルファ核種の濃度
 - イ 測定・採取の地点
 - a 空間放射線量率、大気中放射性ヨウ素濃度及び必要に応じてその他の放射性物質の大気中濃度のそれぞれの最大値の出現予測地点
 - b 事故発生事業所を中心として、上記出現予測地点を含む約60度範囲内
 - c 風下方向の人口密集地帯
 - イ モニタリング結果の評価
 - 事故発生事業所で測定された放出源情報、固定放射線観測施設等の情報、周辺環境における第1段階モニタリング結果等に基づいて、SPEEDIネットワークシステム等による予測線量当量分布を評価し、周辺地域住民の避難・屋内退避等の必要の判断に資する。
 - また、環境試料中の放射性物質濃度を評価し、飲食物摂取制限の必要性の判断に資する。

◇ 国の指針等を待って検討

(3) 第2段階モニタリング

<指針等が示されるまで現行計画どおり>

(4) 空中サーベイ及び海洋サーベイのための協力要請

<指針等が示されるまで現行計画どおり>

5 モニタリング結果の共有

県は、国と連携し、モニタリングの結果及びその評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について連絡を受けた県は、その内容を所在市町村及び関係周辺市町村に連絡するものとする。

(3) 第2段階モニタリング

ア 第2段階モニタリング計画の作成

第2段階モニタリングは、第1段階モニタリングに引き続き、より広範な地域について、周辺環境に対する放射性物質等の全般的影響を評価し、確認するために行う。

緊急モニタリングセンター長は、第2段階モニタリング実施計画を作成し、各モニタリング班に対して、当該計画に基づくモニタリングを実施するよう指示する。

(7) 測定項目

a 空間放射線量率（ガンマ線及び中性子線）

b 大気中の放射性物質濃度

c 環境試料中の放射性物質濃度

d 積算線量

(i) 測定・採取の地点

第1段階モニタリング結果から必要と認められる地点

イ 第2段階モニタリング結果の評価

第2段階モニタリングの結果に基づき、周辺地域住民が実際に被ばくしたと考えられる線量、土壌等への放射性物質の蓄積状況を評価し、復旧段階における放射性物質の除去・除染等の必要性、各種規制措置の解除等の判断に資する。

(4) 空中サーベイ及び海洋サーベイのための協力要請

(7) 本部長は、第1段階モニタリング活動を補うために空中サーベイを実施する必要があると認めたときは、自衛隊（陸上自衛隊施設学校）に対し、航空機等の派遣その他空中サーベイの実施のために必要な協力を要請する。

(i) 本部長は、第1段階モニタリング活動を補うために海上サーベイを実施する必要があると認めたときは、第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）及び自衛隊（陸上自衛隊施設学校）に対し、船艇等の派遣その他海洋サーベイの実施のために必要な協力を要請する。

(5) モニタリングのための通信連絡

緊急モニタリングセンターと各モニタリング班との間及びモニタリング班相互の通信連絡システムは原則として図7のとおりとする。

(新設)

◇ 国の指針等を待って検討

◇ 国の指針等を待って検討

第7節 広報

1 広報の基本方針

県は、事故発生時の住民の混乱を防止し適切な行動へ導くため、住民への情報提供、勧告・指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、所在・関係周辺市町村、防災関係機関（指定（地方）公共機関として指定されている報道機関を含む。）及び事故発生事業所と密接に連携し広報を行うものとする。

この場合、放射線量のデータや事故の状況、交通規制の状況などの「事実の情報」については、判断を加えることなくそのまま住民や報道機関に情報を提供する。一方、住民がとるべき行動の指針（避難・屋内退避等）などの「行政の判断」については、住民に混乱を生じさせないように、行政機関（災害対策本部や原子力災害合同対策協議会）が判断した後、直ちに住民や報道機関に情報を提供する。

また、広報の基本的な内容については、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会の場等を通じて、必要に応じ調整を行う。

情報の伝達手段は、防災行政無線、テレビ・ラジオ、ホームページ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報することとする。

また、情報提供の空白期間が生じないように、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がけるとともに、流言飛語の発生や交通混乱等を防止するため、県民全体を対象として広報を行うこととする。

情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、分かりやすい広報に心がけるとともに、視聴覚障害者、外国人等にも配慮し、テレビやラジオ等における字幕や文字放送、外国語による放送等の協力を得る。

2 県の行う広報

- (1) 県は、報道機関等を通じて適切な広報に努めるとともに、ヘリコプター、小型飛行機等を活用し広報を行う。
- (2) 本部長は、住民の混乱を防止し適切な行動に導くため、県災害対策本部会議の終了後に必ず記者会見を行う。
- (3) 本部長は、上記(2)の記者会見のほか、応急対策に関与できる地位の者を含めた以下の住民広報専任者（あらかじめ指定）に広報を担当させるものとする。
 - ア 知事公室長（広報統括責任者）
 - イ 原子力安全担当課の広報責任者（総括課長補佐）
 - ウ 原子力の専門家
 - エ 広報担当課の責任者
- (4) 県が行う広報の内容は概ね次の事項とし、あらかじめ作成する広報

第5節 広報

1 広報の基本方針

本部長は、事故発生時の住民の混乱を防止し適切な行動へ導くため、住民への情報提供、勧告・指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、所在・関係周辺・近隣市町村、防災関係機関（指定（地方）公共機関として指定されている報道機関を含む。）及び事故発生事業所と密接に連携し広報を行うものとする。

この場合、放射線量のデータや事故の状況、交通規制の状況などの「事実の情報」については、判断を加えることなくそのまま住民や報道機関に情報を提供する。一方、住民がとるべき行動の指針（避難・屋内退避等）などの「行政の判断」については、住民に混乱を生じさせないように、行政機関（災害対策本部や原子力災害合同対策協議会）が判断した後、直ちに住民や報道機関に情報を提供する。

また、広報の基本的な内容については、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会の場等を通じて、必要に応じ調整を行う。

情報の伝達手段は、防災行政無線、テレビ・ラジオ、ホームページ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報することとする。

また、情報提供の空白期間が生じないように、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がけるとともに、流言飛語の発生や交通混乱等を防止するため、県民全体を対象として広報を行うこととする。

情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、分かりやすい広報に心がけるとともに、視聴覚障害者、外国人等にも配慮し、テレビやラジオ等における字幕や文字放送、外国語による放送等の協力を得る。

2 県の行う広報

- (1) 本部長は、報道機関等を通じて適切な広報に努めるとともに、ヘリコプター、小型飛行機等を活用し広報を行う。
- (2) 本部長は、住民の混乱を防止し適切な行動に導くため、県災害対策本部会議の終了後に必ず記者会見を行う。
- (3) 本部長は、上記(2)の記者会見のほか、応急対策に関与できる地位の者を含めた以下の住民広報専任者（あらかじめ指定）に広報を担当させるものとする。
 - ア 知事公室長（広報統括責任者）
 - イ 原子力安全担当課の広報責任者（平常時から広報を実施）
 - ウ 原子力の専門家
 - エ 広報担当課の責任者
- (4) 県が行う広報の内容は概ね次の事項とし、あらかじめ作成する広報文例及びQ&A集に従い、関連情報も含めた幅広い情報の提供に努

<変更内容>

- ・ モニタリング結果の共有

<変更理由>

- ・ 国、市町村との連携

- ・ 字句の修正

<p>文例及びQ&A集に従い、関連情報も含めた幅広い情報の提供に努める。</p> <p>ア 事故の概要 イ 事故発生事業所における対策の状況 ウ 事故の状況及び環境への影響とその予測 エ 国、県、市町村及び防災関係機関の対策状況 オ 農林畜水産物等の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況 カ 住民のとりべき行動の指針及び注意事項 キ 交通規制、避難経路や避難場所等の状況 ク その他必要と認める事項</p> <p>(5) 知事は、広報の実施に際し、報道機関及び必要に応じ自衛隊等に対して、協力を要請する。</p> <p>(6) 県は、県内全ての市町村長に対し、県が行った広報について伝達する。</p> <p>(7) 県は、外国人も含めた住民からの問合せ等に対応するため「住民問合せ窓口」を設置するとともに、視聴覚障害者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティア、事故発生事業所以外の原子力事業所職員等の協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語等による情報提供を行う。</p> <p>3 所在・関係周辺 市町村の行う広報</p> <p>(1) 所在・関係周辺 市町村長は、事故発生事業所の防災対策を重点的に実施すべき範囲（UPZ）内の住民等のみならず、その近隣の住民にも情報が十分に行き渡るよう、あらかじめ作成する広報文例及びQ&A集に従い、各市町村の状況に応じ次の事項について広報を行うものとする。</p> <p>ア 事故の状況及び環境への影響とその予測 イ 国、県、市町村及び防災関係機関の対策状況 ウ 住民のとりべき行動の指針及び注意事項 エ コンクリート屋内退避所、避難のための集合場所及び避難場所 オ その他必要と認める事項</p> <p>(2) 所在・関係周辺 市町村長は、防災行政無線、ホームページ、広報車、立看板等できる限りの手段を用いて広報の徹底を図るものとする。</p> <p>4 原子力事業者の行う広報</p> <p>原子力事業者は、事故の状況、自ら行う応急対策の実施状況等について、報道機関に対し定期的に広報を行うものとする。</p>	<p>める。</p> <p>ア 事故の概要 イ 事故発生事業所における対策の状況 ウ 事故の状況及び環境への影響とその予測 エ 国、県、市町村及び防災関係機関の対策状況 オ 住民のとりべき行動の指針及び注意事項 カ その他必要と認める事項</p> <p>(5) 本部長は、広報の実施に際し、報道機関及び必要に応じ自衛隊等に対して、協力を要請する。</p> <p>(6) 本部長は、県内全ての市町村長に対し、県が行った広報について伝達する。</p> <p>(7) 本部長は、外国人も含めた住民からの問合せ等に対応するため「住民問合せ窓口」を設置するとともに、視聴覚障害者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティア、事故発生事業所以外の原子力事業所職員等の協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語等による情報提供を行う。</p> <p>3 所在・関係周辺・近隣市町村の行う広報</p> <p>(1) 所在・関係周辺・近隣市町村長は、 _____ _____ あらかじめ作成する広報文例及びQ&A集に従い、各市町村の状況に応じ次の事項について広報を行うものとする。</p> <p>ア 事故の状況及び環境への影響とその予測 イ 国、県、市町村及び防災関係機関の対策状況 ウ 住民のとりべき行動の指針及び注意事項 エ コンクリート屋内退避所、避難のための集合場所及び避難場所 オ その他必要と認める事項</p> <p>(2) 所在・関係周辺・近隣市町村長は、防災行政無線、ホームページ、広報車、立看板等できる限りの手段を用いて広報の徹底を図るものとする。</p> <p>4 原子力事業者の行う広報</p> <p>原子力事業者は、事故の状況、自ら行う応急対策の実施状況等について、報道機関に対し定期的に広報を行うものとする。</p>	<p><変更内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報事項の追加 <p><変更理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林畜水産物の放射性物質調査の結果、交通規制等の広報 <p><変更内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ UPZ圏外住民への広報 <p><変更理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町村への広報
--	--	---

5 その他の防災関係機関等を行う広報

- (1) 警察本部長は、本部の活動の一環として交通規制等に関する広報を行うほか、本部長又は市町村長から要求があったときは、住民避難等に関する広報を行うものとする。
- (2) 第三管区海上保安部茨城海上保安部長は、本部長からの要請があったときは、船舶無線、巡視船等により周辺海域の船舶に対し、迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行うものとする。
- (3) 観光客等の一時滞在者が多く集まる施設の管理者及び公共交通機関の長は、本部長又は市町村長からの要請があったときは、施設利用者等に対し、施設、駅構内及び車内等における放送や文字表示等により、迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行うものとする。
- (4) 防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報のうち、情報の混乱防止上必要なものについては、本部長と連絡、調整のうえ行うものとする。

6 事故の各段階に応じた広報

- (1) 事故発生時における広報については、次に掲げる各段階等に応じ、迅速かつ的確な広報を行うとともに、定期的な広報に努める。
 - ア 事故発生時
 - イ 特定事象発生時（本部設置時）
 - ウ 防護対策区域設定時
 - エ 事故等の状況変化があった場合
 - オ 緊急時モニタリング結果が集約された場合
 - カ 放射性物質の放出等の状況変化があった場合
- (2) 広報媒体としては、それぞれの持つ特徴を踏まえ、以下のとおりとする。
 - ア 事故の状況、県の対応状況等、多くの情報を提供する場合や、住民に一般的な注意を促す場合には、テレビ、ラジオ等を活用する。
 - イ 住民に避難・屋内退避等の具体的な行動を求める勧告・指示等を行う場合には、確実に伝達するため、あらゆる広報媒体を活用する。特に、防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域、人の多く集まる場所等においては、広報車等を活用し、重点的に巡回させる。
- (3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。
 - ア 事故発生後、初期の段階
 - ・「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。
 - イ 住民に具体的な行動を求める段階
 - ・対象となる地域名、とるべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に、重点的な広報を行う。
 - ・対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。

5 その他の防災関係機関等を行う広報

- (1) 警察本部長は、本部の活動の一環として交通規制等に関する広報を行うほか、本部長又は市町村長から要求があったときは、住民避難等に関する広報を行うものとする。
- (2) 第三管区海上保安部茨城海上保安部長は、本部長からの要請があったときは、船舶無線、巡視船等により周辺海域の船舶に対し、迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行うものとする。
- (3) 観光客等の一時滞在者が多く集まる施設の管理者及び公共交通機関の長は、本部長又は市町村長からの要請があったときは、施設利用者等に対し、施設、駅構内及び車内等における放送や文字表示等により、迅速かつ的確に情報の提供又は指示内容の伝達を行うものとする。
- (4) 防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報のうち、情報の混乱防止上必要なものについては、本部長と連絡、調整のうえ行うものとする。

6 事故の各段階に応じた広報

- (1) 事故発生時における広報については、次に掲げる各段階等に応じ、迅速かつ的確な広報を行う。
 - ア 事故発生時
 - イ 特定事象発生時（本部設置時）
 - ウ 防護対策区域設定時

また、次に掲げる場合等には適宜その内容を広報するとともに、定期的な広報に努める。

 - ア 事故等の状況変化があった場合
 - イ 緊急時モニタリング結果が集約された場合
 - ウ 放射性物質の放出等の状況変化があった場合
- (2) 広報媒体としては、それぞれの持つ特徴を踏まえ、以下のとおりとする。
 - ア 事故の状況、県の対応状況等、多くの情報を提供する場合や、住民に一般的な注意を促す場合には、テレビ、ラジオ等を活用する。
 - イ 住民に避難・屋内退避等の具体的な行動を求める勧告・指示等を行う場合には、確実に伝達するため、あらゆる広報媒体を活用する。特に、防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域、人の多く集まる場所等においては、広報車等を活用し、重点的に巡回させる。
- (3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。
 - ア 事故発生後、初期の段階
 - ・「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。
 - イ 住民に具体的な行動を求める段階
 - ・対象となる地域名、とるべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に、重点的な広報を行う。

<変更なし>

<変更なし>

・ 字句の修正

<p>ウ 避難・屋内退避等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの措置の相違を具体的に説明する。 ・それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。 <p>エ 避難所等における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退避所，集合場所，避難所等においては，情報不足によるパニックを回避するため，定期的に情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象地域外では，対象地域でないことを明確にした上で，協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。 <p>ウ 避難・屋内退避等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの措置の相違を具体的に説明する。 ・それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し，地域に応じた広報を行う。 <p>エ 避難所等における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退避所，集合場所，避難所等においては，情報不足によるパニックを回避するため，定期的に情報を提供する。 	
--	---	--

第8節 避難・屋内退避等

1 避難・屋内退避等の基準

＜指針等が示されるまで現行計画どおり＞

第8節 避難・屋内退避等

1 避難・屋内退避等の基本方針

(1) 避難・屋内退避等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「自宅等への屋内退避」、「避難」又は「コンクリート屋内退避」措置を講ずる。

これらの避難・屋内退避等の措置についての指標は表3のとおりとする。

表3 避難・屋内退避等の指標

屋外にいる場合に予測される被ばく線量（予測線量）（mSv）		防護対策の内容 注1）
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。その際、窓を閉め気密性に配慮。但し、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、災害対策本部の指示により避難する。
50以上	500以上	住民は、コンクリート建屋の屋内に退避、又は避難。注2）

注1） 防護対策の内容は以下のとおり。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つしゃへい効果及び気密性によって放射線の防護を図る

「コンクリート屋内退避」：原則として住民が短時間で退避できる範囲にある放射線防護効果のより高いコンクリート構造の建屋内に退避する

「避難」：原則としてコンクリート屋内退避所を集合場所として、放射線被ばくをより低減できる地域に移動する

注2） 外部被ばくによる実効線量が50mSv以上、内部被ばくによる等価線量（放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量・ウランによる骨表面又は肺の等価線量・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量）が500mSv以上の場合には、原則、避難の措置を講じる。

但し、原子力発電所等の放射性物質放出事故であって直ちに避難する住民等が避難中に被ばくする可能性が高いと判断される場合には、一時的にコンクリート屋内退避の措置を講じ、その後、事故発生事業所の近傍から順次避難を実施する。

◇ 国の指針を待って検討

2 避難・屋内退避等の防護活動の実施

(1) 避難・屋内退避等の指示

【原子力発電所の場合】

ア 知事は、特定事象（原災法10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置（避難）準備を行うとともに、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZを含む市町村に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には、市町村と連携し、国に要請するものとする。

イ 知事は、国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示又は独自の判断により、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZを含む市町村に対し、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等を行うとともに、住民避難の支援が必要な場合には、市町村と連携し、国に要請するものとする。

ウ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害対策本部等に対しても情報提供するものとする。

エ 知事は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、避難対象区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等に対しても情報提供するものとする。

オ 知事は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。

また、県域を超える広域的な避難等を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行うものとする。

(2) 避難・屋内退避等の対応方針

ア 原子力発電所等の放射性物質の放出の態様に対する避難・屋内退避等の対応方針

(ア) 原子力発電所等で事故が発生し、放射性物質が環境中に放出される事態となった場合、その放出態様には多様性がある。（参考資料17参照）

そのため、住民に対して避難・屋内退避等の防護措置を実施する際は、各地域毎に予測線量を表3に示す指標との比較だけでなく、予測される放射性物質の放出開始までの時間及び放出継続時間等も踏まえて対応するものとする。（参考資料15参照）

(イ) 国、県、所在・関係周辺市町村等は、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会において、事故の状況や緊急時モニタリングの結果などを踏まえたSPEEDIネットワークシステムによる予測線量の予測結果をもとに、避難・屋内退避等の措置の必要性を検討・協議する。

その場合、予測被ばく線量が「避難又はコンクリート屋内退避」の指標値（外部被ばくによる実効線量：50mSv、内部被ばくによる等価線量：500mSv）を超える地域での対応は原則、避難を優先させ、以下の方法により避難誘導を実施することを検討・協議する。

a 避難対象地域の外側にある避難所に徒歩等で移動できる地域の住民等は、避難所に徒歩等で移動する。

b それ以外の住民等は、あらかじめ指定する集合場所へ徒歩等でいったん移動し、そこから市町村が手配する搬送車両により避難所へ移動するか、又は、自家用車を用いて避難対象地域外の避難所等に避難する。

但し、直ちに避難をすると住民等が避難中に被ばくする可能性が高いと判断される場合（放射性物質が一時的に大量に放出される場合など）には、一時的にコンクリート屋内退避又は自宅等への屋内退避の措置を講じ、その後、事故発生事業所の近傍から市町村が手配する搬送車両又は自家用車により順次避難を実施する。

(ウ) 事故の状況や風向に応じて、あらかじめ定める「避難計画等の基本型」を柔軟に応用して対応するものとする。

なお、避難・屋内退避等の措置の判断に必要な情報が得られない状況が長く続く場合には、住民心理を考慮して、ある程度の範囲の地域に対して、念のための予防的措置として、避難・屋内退避等を講じることも検討する。

＜変更内容＞

・ 原子力発電所等に係る避難指示等

＜変更理由＞

・ PAZにおける予防的防護措置の新設等

【原子力発電所以外の原子力施設の場合】

ア 知事は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。

イ 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

ウ 知事は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、市町村に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害対策本部等に対しても情報提供するものとする。

エ 知事は、市町村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。なお、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、要避難区域の市町村に対し避難所となる施設を示すものとする。

イ 核燃料加工施設等の臨界事故に係る避難の対応方針

(7) 核燃料加工施設等で臨界事故が発生した場合、直ちに原子力施設から中性子線やガンマ線が全ての方位へ等しく放射される。周辺の住民はこの直接放射線により被ばくすることになるため、事故の状況や進展予測等を踏まえ、必要に応じ、避難の措置を講じる。(中性子線やガンマ線は風の影響を受けないので、気象条件を考慮する必要はない。)(参考資料 15)

(イ) 国、県、所在・関係周辺市町村等は、直ちに、専用通信回線、TV会議システム等を通じて(オフサイトセンターが立ち上がった後は同センターの原子力災害合同対策協議会において)、避難の措置の必要性を検討・協議する。

なお、予測線量を計算・推定している時間的余裕がない場合には、事故の状況に応じ、国が公示する緊急事態応急対策実施区域又は「原子力防災指針」に示されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲のめやす」に含まれる全地域をそのまま避難対象地域とすることも検討・協議する。

ウ 事故発生事業所から避難等の要請があった場合の対応

(7) 県又は市町村は、オフサイトセンターが立ち上がる前の初期段階において事故発生事業所からの避難等の要請があった場合には、これに従い直ちに避難等の措置を講じる。

(イ) これと並行して、国、県、市町村等は、直ちに事故発生事業所等や専門家と協議し、必要に応じ当初の避難等の措置を修正する。

2 防護対策区域の指定及び避難・屋内退避等の実施の指示等

(1) 防護対策区域の指定

本部長又は所在・関係周辺市町村長は、独自の判断又は国の指導、助言若しくは指示(オフサイトセンターが立ち上がった後は同センターの原子力災害合同対策協議会の協議結果)に基づき、予測線量が表3の指標の各欄に掲げる線量に達し、又は達するおそれのあると予測される地域について、「避難」、「コンクリート屋内退避」、「自宅等への屋内退避」の区域(防護対策区域)を指定する。

その際、防護対策区域の設定は、発電所等は以下の(7)及び(イ)を合わせた形状を基本とし、また、核燃料加工・使用施設や小規模の試験研究炉における事故の場合は、以下の(7)により防護対策区域(事故施設を中心とした円形を避難区域)を指定するものとする。

なお、防護対策区域は、行政区画上その地区・集落等を単位として扱うものとする。

(7) 事故施設を中心とした円形

(イ) 事故施設を中心として、16方位のうちの風下方位及びその両隣方位を含めた3方位分(角度67.5度分)の扇形

(2) 所在・関係周辺市町村長への避難・屋内退避等の実施の指示等

ア 市町村長への指示

本部長は、独自の判断に基づき、防護対策区域を指定したときは、当該防護対策区域の市町村長に通知するとともに、必要な自宅等への屋内退避、避難又はコンクリート屋内退避の措置を各地域毎の住民に講じるよう指示する。その際、次の施設を使用するものとする。

- ・避難所 : 事故発生事業所との距離、方向、道路及び交通の状況等を考慮のうえ、「避難計画等の基本型」を応用して、避難対象地域外に選定する施設
- ・コンクリート屋内退避所 : 「避難計画等の基本型」においてあらかじめ指定する施設

また、当該市町村長が住民に対する確かな広報、指示等を行えるよう適時情報を伝達する。

イ 本部長は、市町村の区域を越えて避難又はコンクリート屋内退避を行う必要が生じた場合は、災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、防護対策区域の市町村長を応援するよう指示する。

なお、この場合、本部長は受入先の市町村長と協議のうえ、防護対策区域の市町村長に対し避難所又はコンクリート屋内退避所とすべき施設を示すものとする。

受入先の市町村長は、県の救助隊、防護対策区域の市町村長が派遣する職員等の協力を得て、避難者等の救助を実施するものとする。

ウ 協力要請

本部長又は所在・関係周辺市町村長は、防護対策区域を指定したときは、警察その他の関係機関に通知し、協力を要請する。警察官は、本部長から、又は原災法第28条第2項の規定に基づき読み替える災害対策基本法第61条の規定に基づき市町村長から要求のあったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難又はコンクリート屋内退避のための立退きを指示して誘導に努めるものとする。

エ 避難・屋内退避等の解除

事故終息後、国、県、防護対策区域の所在・関係周辺市町村長は、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会において、緊急時モニタリングの結果などを踏まえ住民等の安全確保に関し検討・協議を行い、その結果に基づき、本部長又は市町村長は、防護対策区域（避難・屋内退避等）の解除を行う。

(2) 避難・屋内退避等の実施方法

<指針等が示されるまで現行計画どおり>

3 避難・屋内退避等の実施方法

(1) 自宅等への屋内退避の実施方法

防護対策区域の所在・関係周辺市町村長は、対象地域の住民に対し、自宅等の屋内に退避し、窓を閉めるなど、必要な指示又は勧告をする。

(2) 避難及びコンクリート屋内退避の実施方法

ア 避難所等への移動

防護対策区域の所在・関係周辺市町村長は、避難及びコンクリート屋内退避の対象地域の住民に対し、「避難計画等の基本型」においてあらかじめ指定した次の施設に移動するよう指示又は勧告する。

a 各地区毎の住民のための避難所及びコンクリート屋内退避所

b 避難所又はコンクリート屋内退避所に徒歩で移動することが困難な地域の住民のための集合場所

また、所在・関係周辺市町村長は、住民の移動に際し、携行品は最小限にとどめるよう指示するものとする。

イ コンクリート屋内退避所等からの搬送

その後、所在・関係周辺市町村長は、避難対象地域内にあるコンクリート屋内退避所等に徒歩で移動した住民に対しては別に指定する避難所へ、コンクリート屋内退避対象地域内にある集合場所に徒歩で移動した住民に対してはコンクリート屋内退避所又は避難所へ、手配した車両により搬送を行う。

ウ 留意事項

(ア) 所在・関係周辺市町村長は、避難及びコンクリート屋内退避の措置を講じるにあたっては、乳幼児、児童、妊婦及びその付添人を優先する。

(イ) 所在・関係周辺市町村長は、災害時要援護者に十分配慮し、徒歩又は自家用車による避難が困難な場合は、手配した車両により搬送するものとする。

(ロ) 所在・関係周辺市町村長は、避難者等の搬送の車両が不足する場合は、本部長に対し応援を要請するものとする。

(ハ) 所在・関係周辺市町村長は、避難及びコンクリート屋内退避の対象地域並びに避難所等に職員を派遣するとともに、関係機関、自主防災組織等の協力を得て、住民に対する避難所等への移動の指示、誘導、避難所等への搬送の乗車割当等の業務を円滑、迅速に行う。

(ニ) 所在・関係周辺市町村長は、学校、病院等の規模の大きな施設の生徒、住民の避難又はコンクリート屋内退避を実施する場合は、当該施設の管理者及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ適切に行われるよう配慮するものとする。

(ホ) 所在・関係周辺市町村長は、自主防災組織等による協力を得て、避難所等における住民の収容・保護及び避難所等の運営・管理を行うとともに、避難者及びコンクリート屋内退避者に係る情報の

◇ 国の指針等を待って検討

<p>3 避難所の開設・運営等</p> <p>(1) 県は、市町村に対し、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設することを支援するものとする。</p> <p>(2) 県は、市町村が行う各避難場所等の適切な運営・管理を支援するものとする。この際、避難場所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。</p> <p>(3) 県は、市町村と連携し、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、国と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>(5) 県は、市町村と連携し、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。</p>	<p>早期把握に努め、本部長あて報告するものとする。</p> <p>(※) 所在・関係周辺市町村長は、本部長と連携し、住民の安否情報の提供等に資するため、各地区毎の住民の最終的な収容施設の所在等について、幅広く広報を行う。</p> <p>エ 協力要請</p> <p>本部長は、あらかじめ別に定めるところにより関係原子力事業所、自衛隊、海上保安庁、関東運輸局（茨城運輸支局長）及び輸送機関に対し、避難者等の緊急輸送について協力を要請する。</p> <p>(新設)</p>	<p><変更内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の開設・運営等 <p><変更理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の円滑な開設と避難者への配慮等
---	--	---

4 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染を行うものとする。

(新設)

5 安定ヨウ素剤の予防服用

(新設)

6 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合、施設の管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及び生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

(新設)

7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

(新設)

8 飲食物、生活必需品等の供給

ア 所在・関係周辺市町村長は、避難所、コンクリート屋内退避所等において必要となる飲食物、生活必需品等を調達し、供給するものとし、調達が困難な場合には本部長及び近隣の市町村長に協力を要請する。
なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

イ 知事は、所在・関係周辺市町村長から飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けたとき、または状況等から判断して必要と認めるときは、備蓄品の供給、給（貸）与、または協定締結等を行っている事業者等への物資の調達要請を行うほか、供給すべき物資が不足する場合には原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

4 飲食物、生活必需品等の供給

ア 所在・関係周辺市町村長は、避難所、コンクリート屋内退避所等において必要となる飲食物、生活必需品等を調達し、供給するものとし、調達が困難な場合には本部長及び近隣の市町村長に協力を要請する。

イ 本部長は、所在・関係周辺市町村長から飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けたとき、または状況等から判断して必要と認めるときは、備蓄品の供給、給（貸）与、または協定締結等を行っている事業者等への物資の調達要請、自衛隊等への応援要請等を行う。

<変更内容>

- ・ スクリーニングの実施
- ・ 安定ヨウ素剤の予防的服用
- ・ 学校、駅等施設への配慮

<変更理由>

- ・ 福島第一発電所事故の教訓
- ・ 学校、駅等施設への配慮

<変更内容>

- ・ 必要とされる物資調達の留意

<変更理由>

- ・ 要援護者のニーズ、男女のニーズの違いへの配慮
- ・ 物資の調達要請

9 交通規制・警備等

- ア 知事は、独自の判断に基づき、応急対策実施区域を指定したときは、応急対策に従事する者を除き、この区域への立入りを禁止するよう所在・関係周辺市町村長に指示するとともに、第三管区海上保安本部茨城海上保安部長に協力を要請する。
- イ 所在・関係周辺市町村長は、必要と認めるときは、独自の判断又は本部長の指導・助言を得て、原災法第28条第2項の規定に基づき読み替える災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定するものとする。
- ウ 警察本部長は、応急対策実施区域に通じる道路において、立入禁止措置を講じるとともに、応急対策実施区域内を中心に、救出救助、避難誘導、地域安全対策等の警備活動を行うものとする。
- エ 第三管区海上保安本部茨城海上保安部長は、海上の応急対策実施区域において、通行船舶の航行制限、航泊禁止等の措置を講じるとともに、救助、救急活動、警備活動を行うものとする。
- オ 知事は、住民の避難が円滑に進むよう、警察本部長に対し、必要な交通規制を求める。
- カ 警察本部長は、ヘリコプター、車両感知器等を活用して、交通状況を把握するとともに、災害対策本部、道路管理者等と相互に密接な連携を図りつつ交通規制を行い、緊急通行車両及び避難車両の円滑な移動を確保するものとする。

10 治安の確保

県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域については、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

5 交通規制・警備等

- ア 本部長は、独自の判断に基づき、防護対策区域を指定したときは、応急対策に従事する者を除き、この区域への立入りを禁止するよう所在・関係周辺市町村長に指示するとともに、第三管区海上保安本部茨城海上保安部長に協力を要請する。
- イ 所在・関係周辺市町村長は、必要と認めるときは、独自の判断又は本部長の指導・助言を得て、原災法第28条第2項の規定に基づき読み替える災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定するものとする。
- ウ 警察本部長は、防護対策区域に通じる道路において、立入禁止措置を講じるとともに、防護対策区域内を中心に、救出救助、避難誘導、地域安全対策等の警備活動を行うものとする。
- エ 第三管区海上保安本部茨城海上保安部長は、海上の防護対策区域において、通行船舶の航行制限、航泊禁止等の措置を講じるとともに、救助、救急活動、警備活動を行うものとする。
- オ 本部長は、住民の避難が円滑に進むよう、警察本部長に対し、必要な交通規制を求める。
- カ 警察本部長は、ヘリコプター、車両感知器等を活用して、交通状況を把握するとともに、災害対策本部、道路管理者等と相互に密接な連携を図りつつ交通規制を行い、緊急通行車両及び避難車両の円滑な移動を確保するものとする。

(新設)

・ 字句の修正

<変更内容>

・ 治安の確保

<変更理由>

・ 避難後の治安維持

第9節 災害時要援護者対応

1 広報

県は、視聴覚障害者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語放送等による情報提供を行う。

また、外国人からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。

2 避難・屋内退避等

(1) 県は、避難誘導、避難場所での生活に関し市町村と連携し、国の協力を得て、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握等に努めるとともに、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(2) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。また、県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、社会福祉施設等への受入れ協力を要請する等、避難先の調整のため必要な支援を行うものとする。

(3) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡するものとする。

また、知事は、病院等医療機関の避難が必要となった場合は、国の協力のもと、医師会等の関係機関と連携し、入院患者の転院先となる医療機関を調整するものとする。県内の医療機関では転院に対処できない場合は、関係周辺都道府県及び国に対し、受入れ協力を要請するものとする。

(4) 県及び所在・関係周辺市町村は、自主防災組織、ボランティア、地域ケアシステムの在宅ケアチーム等により、避難所等の災害時要援護者に対して、巡回により保健福祉等の各種サービスを提供する。

また、必要に応じて、精神医学等の専門家、ボランティアの協力を得て、災害時要援護者の心のケア対策を実施するものとする。

(6) 県及び所在・関係周辺市町村は、避難所等の外国人に対し、語学ボランティア等の協力を得て、定期的な情報提供に努めるものとする。

(移動)

<変更内容>

- ・ 第12節から移動
- ・ 社会福祉施設、病院等施設等の対策

<変更理由>

- ・ 要援護者への配慮

第10節 緊急被ばく医療

<指針等が示されるまで現行計画どおり>

第7節 緊急被ばく医療

1 緊急被ばく医療の体制

原子力災害時には、事故発生事業所周辺の住民及び当該事業所従業員等のうち、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者のほか、事故発生事業所での負傷者及び原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等の医療体制を設ける。

緊急被ばく医療は、次の3段階により行うものとし、その体制、業務等は図8のとおりとする。

① 初期被ばく医療：次の機関が実施する。

ア 救護所の医療救護班

イ 次に掲げる初期被ばく医療機関

医療法人群羊会久慈茅根病院

医療法人渡辺会大洗海岸病院

株式会社日立製作所日立総合病院

独立行政法人国立病院機構茨城東病院

水戸赤十字病院

ウ 原子力事業所の医療施設

エ 当該医療の一部又は全部を担える医療機関等

（以下、上記イ、ウ、エを「初期被ばく医療を担う医療機関」という。）救護所の医療救護班は、スクリーニングチーム、一次診断除染チーム及び救護チーム（健康相談チームを兼ねる。）を編成する。

② 二次被ばく医療：水戸医療センター及び県立中央病院が実施する。その他、当該医療が担える医療機関（以下「二次被ばく医療を担う医療機関」という。）でもその一部を実施する。

③ 三次被ばく医療：放射線医学総合研究所及び当該医療を担うネットワーク組織医療機関に搬送して実施する。

一般傷病者の医療は、事故発生事業所周辺の医療機関、特に、災害拠点病院及びその他の救急医療を担う医療機関の協力を得て行うものとする。

(1) 医師会及び医療機関への協力依頼

災害対策本部保健福祉部は、茨城県医師会及び医療機関に対し、一般傷病者の受け入れ等の協力を依頼する。

(2) 緊急医療センターの設置

ア 本部長は、上記の医療活動を一元的かつ総合的に行うため、本部に保健予防課長を長とする緊急医療センターを設置する。

緊急医療センター長は、オフサイトセンター、支援・研修センターとの連携を図るとともに、国が派遣する緊急被ばく医療派遣チームの指導・助言及び日本赤十字社、救急医療機関、消防機関及び医療関係団体等の協力を得て被ばく者等に対する医療を行う。

イ 緊急医療センターは、支援・研修センター及び緊急被ばく医療派

◇ 国の指針等を待って検討

遣チーム、日本赤十字社茨城県支部及び茨城県医師会から派遣された者並びに県保健福祉部職員により組織する。

ウ 緊急医療センター長は、本部を経由して関係機関に対して次のとおり要請又は指示する。

(7) 国に対し、緊急被ばく医療派遣チームの派遣

(4) 放射線医学総合研究所に対し、三次被ばく医療対象者の受け入れ態勢の確立

(9) 国立病院機構に対し、緊急被ばく医療への協力及び同病院等からの緊急医療センターへの要員の派遣

(エ) 水戸医療センター院長及び県立中央病院長並びに初期被ばく医療を担う医療機関等の長への協力要請

(オ) 日本赤十字社茨城県支部長、茨城県医師会長、所在・関係周辺市町村長、関係事業所（原子力機構原子力科学研究所、原子力機構核燃料サイクル工学研究所、原子力機構那珂核融合研究所、原子力機構大洗研究開発センター、原電東海）の長、各保健所長、県民センター長、県衛生研究所長、県立中央病院長、県立医療大学長、県立子ども病院長及びその他茨城県放射線技師会等の関係団体の長又は関係機関の長に対し医療救護班等を構成するチーム又は要員の派遣

特に、スクリーニングチームにおける放射線測定を支援するため、本部を経由して原子力事業所職員経験者等を召集し、医療救護班に配置する。

エ 緊急医療センター長は、本部を経由して必要に応じ上記関係機関、関係事業所及び関係団体の長に対し放射線測定の資機材等の提供について要請する。

(3) 救護所の設置

ア 緊急医療センター長は、初期被ばく医療活動を行う必要があると認められた場合は、本部長に連絡の上、救護所を避難所及びコンクリート屋内退避所に開設する。

また、一時滞在者及び通過者に対応するため、適宜保健所に救護所を設ける。

救護所の形態については健康相談コーナーを設け、また適宜増員を図るなど事故の態様に応じたものとする。

なお、精神医学等の専門家等の協力を得て、心のケアについても対応するものとする。

イ 初期被ばく医療を行う医療救護班は、表4に掲げる基準により編成する。

(3) 救護所の設置

ア 緊急医療センター長は、初期被ばく医療活動を行う必要があると認められた場合は、本部長に連絡の上、救護所を避難所及びコンクリート屋内退避所に開設する。

また、一時滞在者及び通過者に対応するため、適宜保健所に救護所を設ける。

救護所の形態については健康相談コーナーを設け、また適宜増員を図るなど事故の態様に応じたものとする。

なお、精神医学等の専門家等の協力を得て、心のケアについても対応するものとする。

イ 初期被ばく医療を行う医療救護班は、表4に掲げる基準により編成する。

表4 医療救護班を構成するチーム編成基準

区 分		初 期 被 ば く 医 療 救 護 班				二 次 被 ば く 療 救 護 班
		スクリーニングチーム	一次診断除染チーム	救護チーム(健康相談チーム)	設置・運営チーム	二次診断除染チーム
各チームの編成基準	医 師	1	2	2		2
	看護師又は保健師	3	3	3		3
	放射線測定要員	6	2	1		5
	受付要員等	3	2	2	8	4
	計	13	9	8	8	14

(注) 1 各チームは、指揮命令系統の実効性を確保するため、同一機関の職員により編成することを基本とする。

なお、各班には、班長及び副班長を置くものとする。

2 スクリーニングにおける放射線測定要員については、主に、次の原子力事業所に対し、要員の派遣や資機材の提供を要請する。

原子力研究開発機構（原子力科学研究所、核燃料サイクル工学研究所、大洗研究開発センター、那珂核融合研究所）

日本原子力発電（株）（東海発電所・東海第二発電所）

3 救護チームは、健康相談チームを兼ね、医師の1名は心のケアを担当する。

4 設置・運営チームは、救護所の資機材の調達、設置及び運営（連絡調整・記録・住民への情報提供）を担う。

ウ 災害対策本部保健福祉部は、救護所を開設したときは、茨城県医師会会長に対し、次の事項を適宜連絡する。

(ア) 救護所の開設場所

(イ) 事故の概要、放出された放射性核種とその線量レベル、放射能汚染地域及び今後汚染が予想される地域並びに汚染の程度

(ウ) 住民の避難・屋内退避等の状況

(エ) その他、同医師会の協力を得るために必要な事項（情報）

エ 災害対策本部保健福祉部は、救護所の開設以降、防護対策区域（屋内退避、コンクリート屋内退避及び避難の区域）周辺の医療機関等に対し、本部（事務局情報班）から得た緊急時モニタリング結果等の災害情報や緊急被ばく医療等の関連情報を広域災害・救急医療情報システム及びいばらき感染症緊急情報FAXエクスプレス（医療機関等への情報の一斉送信システム）により適時・適切に正確な情報を提供する。

2 緊急被ばく医療措置

(1) 放射性物質放出事故

緊急被ばく医療は、次により行うものとする。

ア 本部設置前の措置

事故発生事業所における被ばく従業員の緊急被ばく医療を確保するため、次により対応する。

(ア) 高線量被ばく者（急性症状が疑われる者。以下同じ。）の場合

原子力事業者は、事故発生事業所において、汚染検査・除染・応急手当等の初期対応を行い、水戸医療センター又は県立中央病院（以下「二次被ばく医療機関」という。）に移送する。この場合、当該事業者は、県保健予防課長（緊急医療センター長）、二次被ばく医療機関の長（又は担当医師）に事前に事故及び被ばくの状況とその症状等について連絡し、県保健予防課長の指示を受けるものとする。

被ばく者の移送に当たっては、放射線管理要員等の専門家を同行させ、搬送や緊急被ばく医療担当医師等に対し適切な対応のための必要な情報提供を行うものとする。

二次被ばく医療機関において、三次被ばく医療が必要と判断された場合は、担当医師が県保健予防課長及び三次被ばく医療機関と協議のうえ、当該医療機関に移送する。

(4) 低線量被ばく者の場合（高線量被ばく者以外の場合。以下同じ。）

原子力事業者は、事故発生事業所において、汚染検査・除染・応急手当等の初期対応を行う。必要に応じ、今後設置される救護所において検査・除染・救護処置等を受けるものとする。

別に定める判断基準（以下「判断基準」という。）を超える者又はホールボディカウンタによる測定が必要と認められる者については、二次被ばく医療機関又はホールボディカウンタによる測定が可能な原子力事業所に移送して測定を行う。この場合の県保健予防課や二次被ばく医療機関、さらには原子力事業所との連絡・協議等は高線量被ばくの場合と同様又はこれに準じて行う。

イ 本部設置後の措置（図9の1参照）

次により対応する。

(7) 初期被ばく医療（救護所及び医療機関等）

① 救護所におけるスクリーニングチームは、身体表面汚染検査、頸部測定、鼻スミアによるスクリーニングを行う。多数の汚染者等が出た場合には、これを効率よく行う。また、初期被ばく医療を担う医療機関は、救護所から搬送された被ばく者等の初期診療及び救急診療を行う。

② スクリーニングの結果、判断基準以上の汚染がない者に対し、救護チーム又は初期被ばく医療を担う医療機関は視診又は問診により一般傷病の有無を判断し、一般傷病のある者には応急手当等を行い、症状に応じて適切な一般医療機関へ移送し、又は同医療機関において、必要な医療を行う。

③ スクリーニングの結果、判断基準以上の汚染等がある者に対し、救護所においては一次診断除染チームが、初期被ばく医療を担う医療機関は自ら又は除染が可能な施設に移送して、汚染衣服等の管理、鼻腔汚染スミア採取、一次除染及び再測定を行う。

また、外傷部位に汚染が認められた者は、応急措置を行った後、二次被ばく医療機関へ移送する。

皮膚等の汚染のみがある者で、一次除染後の再測定の結果、判断基準以上の汚染がなくなった一般傷病者については、応急手当等を行い、適切な一般医療機関へ移送する。初期被ばく医療を担う医療機関においては、症状に応じて自らの施設において又は適切な一般医療機関へ移送し、必要な医療を行う。

一次除染後の再測定の結果、判断基準以上の汚染等がある者

については、二次被ばく医療機関へ移送する。

(イ) 二次被ばく医療（水戸医療センター及び県立中央病院等）

① 二次被ばく医療機関においては二次診断除染チームが、二次被ばく医療を担う医療機関においては自ら又は二次被ばく医療機関に移送して、汚染衣服等の管理、二次除染、生物学的試料（血液及び尿等）の採取及び測定並びにホールボディカウンタ等による内部被ばく測定検査及びこれらの結果に基づく線量評価を行う。

② 二次除染後の再測定の結果、判断基準以上の被ばく等はないが、一般傷病のある者に対しては、問診及び応急手当等を行い、症状に応じて水戸医療センター・県立中央病院（一般医療部門）において又は一般医療機関に移送して、診断、治療を行う。

③ 判断基準以上の被ばく等の残存する者又は放射線障害のおそれがある者に対しては、診断又は応急処置を行い、放射線被ばく等による障害の専門的診断又は治療が必要と判断された者は、放射線医学総合研究所へ移送する。

(ウ) 三次被ばく医療（放射線医学総合研究所等）

移送された者を収容し、放射線被ばく等による障害の専門的診断及び治療を行うとともに、経過観察を行う。

(エ) 被ばく者搬送等の支援

緊急医療センター長は、上記の初期から三次の緊急被ばく医療において、被ばく者搬送等に支援が必要と判断した場合には、本部を経由して消防機関や自衛隊に支援の要請を行う。

(オ) 安定ヨウ素剤の取り扱い

① 緊急医療センター長は、本部より、住民の防護措置が必要になる可能性があるとして判断された場合には、薬務班長に連絡しコンクリート屋内退避所や避難所等への安定ヨウ素剤の配備の準備を進めるものとする。

② 本部長は、周辺住民等に対し安定ヨウ素剤の服用等の指示について、国の現地対策本部から指示（オフサイトセンターが立ち上がった後は、同センターの原子力災害合同対策協議会の協議結果）があった場合には、緊急医療センター長を介して、所在・関係周辺市町村長に対し、安定ヨウ素剤の服用若しくは中止及び回収を指示する。

(2) 中性子線等の直達放射線被ばく事故

緊急被ばく医療は、次により行うものとする。

ア 本部設置前の措置

事故発生事業所における被ばく従業員の緊急医療を確保するため、次により対応する。

(ア) 高線量被ばく者の場合

上記(1)のアの(ア)に同じ。

なお、当該事業所の被ばく従業員の線量評価は、原則として個

人被ばく線量計等により同所において行う。

(イ) 低線量被ばく者の場合

事故発生事業所は、当該事業所において、汚染検査・除染・応急手当等の初期対応を行う。必要に応じ、今後設置される救護所において検査・除染・救護処置等を受けるものとする。

判断基準を超える者又はホールボデイカウンタによる測定が必要と認められる者については、二次被ばく医療機関又はホールボデイカウンタを整備している原子力事業所に移送して測定を行う。この場合の、県保健予防課や二次被ばく医療機関、さらには原子力事業所との連絡・協議に関する手順等は高線量被ばくの場合と同様又はこれに準じて行う。

イ 本部設置後の措置（図9の2参照）

次により対応する。

(7) 初期被ばく医療（救護所及び医療機関等）

必要に応じ身体表面汚染検査・除染を行うとともに、ホールボデイカウンタによる測定の要否の判断を行う。

ホールボデイカウンタによる測定が必要と判断された者は、バス等により二次被ばく医療機関又はホールボデイカウンタを整備している原子力事業所に移送して測定を行う。

(イ) 二次被ばく医療（二次被ばく医療機関等）

ホールボデイカウンタによる測定で判断基準を超える者に対して、生物学的試料採取・検査を行うとともに、判断基準以上の被ばく等の残存する者又は放射線障害のおそれがある者に対しては、診断又は応急処置を行い、放射線被ばく等による障害の専門的診断又は治療が必要と判断された者は、放射線医学総合研究所へ移送する。

(7) 三次被ばく医療（放射線医学総合研究所等）

上記(1)のイの(7)に同じ。

(エ) 被ばく者搬送等の支援

上記(1)のイの(エ)に同じ。

第11節 飲食物等に関する措置

知事は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、速やかに次の措置を講ずるものとする。

なお、オフサイトセンターが立ち上がった後、同センターの原子力災害合同対策協議会において、飲食物等に関する措置について協議し、当該措置について結論を得た場合には、国から県への指示、又は知事から所在・関係周辺市町村長への指示があったものと見なすものとする。

1 飲料水に関する措置

知事は、所在・関係周辺市町村長に対し、当該区域内住民の汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置を講じるよう指示する。

2 食料等に関する措置

知事は、所在・関係周辺市町村長に対し、当該区域内の住民、農畜水産物等の集荷機関、市場等に食料等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう指示するとともに、県が指示すべき広域の団体等に対しては直接指示する。

3 飲料水及び食料等の供給

知事は、所在・関係周辺市町村長に対し、飲料水あるいは食料等の摂取制限等の措置を指示したとき、又は団体等に対し直接指示したときは、所在・関係周辺市町村長及び防災関係機関の長と協力して必要な飲料水、食料等の確保・供給に努める。

第8節 飲食物等に関する措置

本部長は、緊急時モニタリング等の結果に基づき、飲料水、食料等について、放射性物質の濃度が表5の基準を超え、又はそのおそれがあると認められる場合は、国の指導・助言若しくは指示に基づき、速やかに次の措置を講ずるものとする。

なお、オフサイトセンターが立ち上がった後、同センターの原子力災害合同対策協議会において、飲食物等に関する措置について協議し、当該措置について結論を得た場合には、国から県への指示、又は本部長から所在・関係周辺市町村長への指示があったものと見なすものとする。

表5 飲食物等の摂取制限に関する指標

1 飲料水に関する措置

本部長は、所在・関係周辺市町村長に対し、当該区域内住民の汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置を講じるよう指示する。

2 食料等に関する措置

本部長は、所在・関係周辺市町村長に対し、当該区域内の住民、農畜水産物等の集荷機関、市場等に食料等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講じるよう指示するとともに、県が指示すべき広域の団体等に対しては直接指示する。

3 飲料水及び食料等の供給

本部長は、所在・関係周辺市町村長に対し、飲料水あるいは食料等の摂取制限等の措置を指示したとき、又は団体等に対し直接指示したときは、所在・関係周辺市町村長及び防災関係機関の長と協力して必要な飲料水、食料等の確保・供給に努める。

<変更内容>

- ・ 指標の削除

<変更理由>

- ・ 原子力災害対策指針との整合

- ・ 字句の修正

- ・ 字句の修正

- ・ 字句の修正

表5 飲食物等の摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種：I-131)
飲 料 水	3×10 ² Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類 (根菜, 芋類を除く。)	2×10 ³ Bq/kg

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	2×10 ² Bq/kg
牛乳・乳製品	
野 菜 類	5×10 ² Bq/kg
穀 類	
肉, 卵, 魚その他	

対 象	ウ ラ ン
飲 料 水	20 Bq/kg
牛乳・乳製品	
野 菜 類	1×10 ² Bq/kg
穀 類	
肉, 卵, 魚その他	

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm の放射能濃度の合計)
飲 料 水	1 Bq/kg
牛乳・乳製品	
野 菜 類	10 Bq/kg
穀 類	
肉, 卵, 魚その他	

第9節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣

1 原子力防災要員等の県・市町村への派遣

原子力事故が発生した原子力事業者は、次の各段階において原子力防災要員等を、県、所在・関係周辺市町村に派遣し、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うものとする。

なお、事故発生事業所において原子力防災要員等が不足する場合には、他の原子力事業所との協力により、他の原子力事業者の原子力防災要員等を派遣することにより、対応するものとする。

(1) 特定事象発生時の対応

原子力事業者は、原災法第10条第1項に規定する特定事象が発生した場合、県、所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を派遣する。派遣された原子力防災要員等は、事故状況、応急措置等に関する説明を行うとともに、県、所在・関係周辺市町村が実施する住民の防護対策等の緊急事態応急対策等の立案への参加や広報（住民問合せ窓口を含む。）への協力などの業務を実施する。

(2) 住民避難等への対応

原子力事業者は、避難及びコンクリート屋内退避の勧告・指示を行った所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を速やかに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、避難所及びコンクリート屋内退避所において事故状況、応急措置等に関する説明など住民に対する広報を行う。

2 原子力防災要員等のオフサイトセンターへの派遣

原子力事業者は、原災法第10条第1項に規定する特定事象が発生した場合には、オフサイトセンターへ原子力防災要員等を直ちに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、特定事象の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明を行うとともに、事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案に参加する。

なお、国により、原子力緊急事態宣言が発出された場合においては、原子力災害合同対策協議会の構成員として、副原子力防災管理者その他の責任を有する役職員を派遣して対応するものとする。

(第4節へ移動)

第12節 緊急輸送

1 緊急輸送の順位

県は、所在・関係周辺市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長、県及び所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）など
- 第2順位 避難者の輸送、（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）災害状況の把握・進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む）及び資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員、資機材
- イ 避難者等の搬送
- ウ 国の現地対策本部長、県、所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）等、災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員）、国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む）、緊急モニタリング要員等及び必要とされる資機材
- エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持、管理するために必要な人員、資機材
- オ 一般医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関へ搬送する一般傷病者、被ばく者等
- カ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- キ その他緊急に輸送を必要とするもの

第10節 緊急輸送

1 緊急輸送の順位

本部長は、所在・関係周辺市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長、県及び所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）など
- 第2順位 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む）及び資機材の輸送
- 第3順位 災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員、資機材
- イ 避難者等の搬送
- ウ 国の現地対策本部長、県、所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）等、災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員）、国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む）、緊急モニタリング要員等及び必要とされる資機材
- エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持、管理するために必要な人員、資機材
- オ 一般医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関へ搬送する一般傷病者被ばく者等
- カ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- キ その他緊急に輸送を必要とするもの

<変更内容>

- ・ PAZの記載

<変更理由>

- ・ PAZの優先避難

- ・ 字句の修正

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 知事は、人員、車両等の調達に関して、自衛隊（陸上自衛隊施設学校）、関東運輸局（茨城運輸支局）、第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じて周辺市町村や隣接県に支援を要請するものとする。
- (3) 知事は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会等の場を通じて、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

4 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。

交通規制の実施にあたっては、PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための措置を講ずるものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

県警察は、交通規制に当たって、原子力災害合同対策協議会において、道路管理者と相互に密接な連絡をとるものとする。

3 緊急輸送体制の確立

- (1) 本部長は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- (2) 本部長は、人員、車両等に不足が生じたときは、自衛隊（陸上自衛隊施設学校）、関東運輸局（茨城運輸支局）、第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）及び運輸機関等に支援要請を行うとともに、必要に応じて所在・関係周辺市町村以外の市町村や隣接県に支援を要請するものとする。
- (3) 本部長は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会等の場を通じて、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

(新設)

- ・ 字句の修正

<変更内容>

- ・ 緊急輸送のための交通確保

<変更理由>

- ・ 円滑な緊急輸送の実施

第11節 関係機関等への協力要請

国，県，所在・関係周辺市町村及び関係機関等は，相互に協力し，応急対策活動を円滑に実施するものとする。

防災関係機関等への協力要請事項をまとめると以下のとおりである。

1 防災関係機関等への協力要請

本部長（知事）は，支援・研修センターと連携のもと，国，所在・関係周辺市町村及び関係機関等の長に対し，次に定めるところにより応急対策活動を円滑に実施するため協力を要請する。

- (1) 事故発生時（応急対策が必要と判断した場合）
 - ア 防災関係機関等に対する活動準備要請
- (2) 緊急時モニタリング実施時
 - ア 事業所等に対し，緊急時モニタリングへの協力要請
 - イ 東京管区气象台（水戸地方气象台）に対し，気象情報の提供要請
 - ウ 必要に応じ，第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）に対し，海洋サーベイのための船艇等の派遣要請
- (3) 広報実施時
 - ア 報道機関に対する報道要請
 - イ 観光客等の一時滞在者の多く集まる施設，公共交通機関に対し，施設利用者等への情報提供要請
- (4) 避難・屋内退避等実施時
 - ア 関係機関等に対し，広報，要員・資機材の配備，避難誘導，避難者の緊急搬送等への協力要請
 - イ 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）に対し，海上の防護対策区域内の航行制限等の措置要請及び救助，救急活動，警備活動への協力要請
- (5) 緊急被ばく医療実施時
 - ア 国に対し，緊急被ばく医療派遣チームの派遣及び放射線医学総合研究所の受け入れ体制の確立要請
 - イ 関東信越厚生局に対し，緊急医療センターへの要員の派遣要請
 - ウ 水戸医療センターに対し，二次被ばく医療への協力要請
 - エ 日本赤十字社（茨城県支部）等に対し，医療救護班を構成するチーム又は要員の派遣要請
 - オ 社団法人茨城県医師会長に対し，緊急被ばく医療への協力要請
 - カ 消防機関に対し，被ばく者搬送の支援要請
 - キ 関係機関等に対し，放射線測定用資機材等の提供要請
- (6) 緊急輸送実施時
 - ア 関東運輸局（茨城運輸支局），第三管区海上保安本部（茨城海上保安部），運輸機関等に対し，人員，車両等の派遣等の支援要請

（第5節へ移動）

2 自衛隊への災害派遣要請

本部長は、事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば、次に定めるところにより直ちに自衛隊に対し派遣を要請する。また、所在・関係周辺市町村長から自衛隊の派遣要請の要求があった場合も同様とする。

(1) 緊急時モニタリング実施時

ア 空中モニタリング、海洋モニタリングのための航空機、船艇等の派遣要請

(2) 被害状況の把握

ア 被害状況の情報収集のための車両、航空機等の派遣要請

(3) 退避、避難等実施時

ア 捜索救助の支援要請（行方不明者、傷者、被ばく者等の捜索救助も含む）

イ 避難誘導及び避難者の緊急搬送（ヘリコプター派遣を含む）への協力要請

ウ 炊飯及び給水のための人員、資機材の派遣等の支援要請

エ その他知事が必要と認める事項の支援要請

(4) 消防活動への協力

ア 原子力事業所外における消防機関への支援要請

(5) 緊急被ばく医療実施時

ア 被ばく者搬送の支援要請

イ 被ばく者の除染や除染した放射能物質の一時保管等の支援要請

(6) 緊急輸送実施時

ア 緊急輸送のための人員、車両等の派遣等の支援要請

3 広域的な応援要請

本部長は、事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば所在・関係周辺市町村以外の市町村や、関係14道府県で締結された「原子力災害時の相互応援に関する協定」（参考資料20）を活用するなどして関係道府県等に対し、災害応急対策要員の派遣、資機材の提供等の応援を指示し、又は要請する。

また、本部長は、必要に応じて、消防庁に緊急消防援助隊の派遣要請を行うものとする。

さらに、警察本部長は、必要に応じて、他の都道府県警察広域緊急救助隊の派遣要請を行うものとする。

第12節 災害時要援護者対応

(第9節へ移動)

1 広報

本部長は、視聴覚障害者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語放送等による情報提供を行う。

また、外国人からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置し、総合的な相談に応じる。

2 避難・屋内退避等

(1) 所在・関係周辺市町村長は、必要に応じて、災害時要援護者に対して車両による搬送、受入体制の充実している施設への搬送等の措置を構ずるものとする。

その場合、自主防災組織の協力を得るほか、県災害対策本部の機動班、警察、自衛隊等の関係機関やその他の原子力事業所へ協力を要請する。

(2) 本部長及び所在・関係周辺市町村長は、社会福祉施設等管理者から避難・屋内退避等についての援助要請があった場合は、関係機関、自主防災組織等と協力してこれにあたるものとする。

(3) 社会福祉施設等管理者は、入所者等の避難誘導等を行うとともに、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設等に対し応援を要請するものとする。

(4) 本部長及び所在・関係周辺市町村長は、自主防災組織、ボランティア、地域ケアシステムの在宅ケアチーム等により、避難所等の災害時要援護者に対して、巡回により保健福祉等の各種サービスを提供する。

また、必要に応じて、精神医学等の専門家、ボランティアの協力を得て、災害時要援護者の心のケア対策を実施するものとする。

(5) 本部長及び所在・関係周辺市町村長は、避難所等の外国人に対し、語学ボランティア等の協力を得て、定期的な情報提供に努めるものとする。

第13節 防災業務関係者の防護対策

1 防災業務関係者の安全確保

県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、原子力災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

(1) 知事は、必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。

また、知事は、所在・関係周辺市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。

(2) 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、知事は、業者より調達を行うほか、原子力事業者、関係道府県及び国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に調達の要請を行うものとする。

(3) 知事は、上記（2）においても、なお防護資機材が不足する場合には、原子力災害合同対策協議会の場において、関係機関に対し、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

(1) 防災業務関係者の放射線防護は、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき、原則として各機関独自で行うものとするが、これが困難な場合、県は、支援・研修センターなど防災関係機関と協力して防災業務関係者の放射線防護を行うものとする。

(2) 知事は、緊急時医療本部、緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとし、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に対して緊急被ばく医療チーム等の派遣要請を行うものとする。

(3) 県は、応急対策を行う職員の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、所在・関係周辺市町村、原子力事業者及び支援・研修センター等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第13節 防災業務関係者の防護対策

1 防災業務関係者の安全確保

本部長は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。（参考資料 17,18 及び 19 参照）

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

(1) 本部長は、必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。

また、本部長は、所在・関係周辺市町村その他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。

(2) 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、本部長は、業者より調達を行うほか、原子力事業者、関係道府県及び国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に調達の要請を行うものとする。

(3) 本部長は、上記（2）においても、なお防護資機材が不足する場合には、原子力災害合同対策協議会の場において、関係機関に対し、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

3 防災業務関係者の被ばく管理

(1) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとするが、これが困難な場合、本部長は、支援・研修センターなど防災関係機関と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行うものとする。

(2) 本部長は、緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要となるなど被ばく管理が困難な場合は、国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に対して被ばく管理要員の派遣要請を行うものとする。

(3) 本部長は、応急対策を行う職員の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、所在・関係周辺市町村、原子力事業者及び支援・研修センター等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

<変更内容>

- ・ 原子力災害対策本部との連携

<変更理由>

- ・ 原子力災害対策本部との連携

- ・ 字句の修正

<変更内容>

- ・ 防災業務関係者の放射線防護基準

<変更理由>

- ・ 放射線防護基準の明示

第 14 節 行政機関の退避

(1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

(2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

(3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる市町村に対しては、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。

(新設)

<変更内容>

- ・ 行政機関の退避

<変更理由>

- ・ 庁舎所在地が立ち退き勧告等の対象となった場合の措置

計画改定案	現行計画	備 考
<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 放射性物質の除去等</p> <p>1 事故発生事業所の長は、事故収束後も汚染拡大防止に努めるとともに、放射性物質の除去・除染及び放射線の遮蔽を行う。</p> <p>2 県は、支援・研修センターとの協力のもと、国、所在・関係周辺市町村及び防災関係機関の長と連携し、環境中の放射性物質の除去・除染を行う。</p> <p>第2節 各種規制措置の解除</p> <p>知事は、第2段階緊急時モニタリングの結果、国が派遣する専門家等の助言、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷・摂取制限等、各種規制措置を逐次解除するとともに、防災関係機関の長に対して、解除の指示又は連絡をする。</p> <p>なお、解除の指示を行うに当たっては、後の留意すべき事項について、併せて指示する。</p> <p>第3節 広 報</p> <p>県は、第2段階緊急時モニタリングの結果、各種規制措置の解除、健康被害、環境被害など災害の状況を取りまとめ公表するとともに、わかりやすい形でその内容を幅広く広報する。</p> <p>なお、事故等の影響により、本県において風評被害が発生するおそれがある場合、避難・屋内退避等の措置が講じられた地域の住民は勿論のこと県民全体を対象とした広報を行うとともに、国との連携のもと首都圏等の大消費地をも対象とした広報を積極的に行う。</p> <p>特に、農林水産業、商工業、観光業等への風評被害を防止するため、テレビ、ラジオ、ホームページ、広告等を用いた広報を行うとともに、主要市場、関係団体等への職員の派遣、街頭での周知宣伝等を通じ、各種安全宣言の周知活動やイメージ回復のためのキャンペーンを実施する。</p>	<p>第4章 原子力災害復旧計画</p> <p>第1節 放射性物質の除去等</p> <p>1 事故発生事業所の長は、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、放射性物質の除去・除染及び放射線の遮蔽を行う。</p> <p>2 本部長（知事）は、支援・研修センターとの協力のもと、国、所在・関係周辺市町村及び防災関係機関の長と連携し、環境中の放射性物質の除去・除染を行う。</p> <p>第2節 各種規制措置の解除</p> <p>本部長は、第2段階緊急時モニタリングの結果に基づき、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会において、関係機関と協議のうえ、各種規制措置を逐次解除するとともに、防災関係機関の長に対して、解除の指示又は連絡をする。</p> <p>なお、解除の指示を行うに当たっては、後の留意すべき事項について、併せて指示する。</p> <p>第3節 広 報</p> <p>本部長（知事）は、第2段階緊急時モニタリングの結果、各種規制措置の解除、健康被害、環境被害など災害の状況を取りまとめ公表するとともに、わかりやすい形でその内容を幅広く広報する。</p> <p>この場合、避難・屋内退避等の措置が講じられた地域の住民は勿論のこと県民全体を対象とした広報を行うとともに、国との連携のもと首都圏等の大消費地をも対象とした広報を積極的に行う。</p> <p>特に、農林水産業、商工業、観光業等への風評被害を防止するため、テレビ、ラジオ、ホームページ、広告等を用いた広報を行うとともに、主要市場、関係団体等への職員の派遣、街頭での周知宣伝等を通じ、各種安全宣言の周知活動やイメージ回復のためのキャンペーンを実施する。</p>	<p>・ 字句の修正</p> <p><変更内容></p> <p>・ 国の指示、具体的な各種規制措置</p> <p><変更理由></p> <p>・ 判断及び解除する規制措置の明示</p> <p>・ 字句の修正</p>

第4節 被害状況の調査等

1 住民の登録

知事は、国と連携して、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所及びコンクリート屋内退避所に収容した住民について、あらかじめ定める記録票により登録するよう当該市町村長に指示する。

2 被害調査

知事は、国と連携して、次に掲げる事項に起因して住民が受けた被害を調査するよう当該市町村長に指示する。

- ア 避難・屋内退避等の措置
- イ 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- ウ 立入禁止措置
- エ その他必要と認める事項

3 汚染状況図の作成等

県は、国と連携して、第2段階緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料及び記録を整備するものとする。

4 被災者の生活の支援

県は、被災者の自立的再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国と連携するとともに、市町村及び関係機関と協力し、必要に応じ、義援金品の募集・配分、租税の減免に努めるとともに、資金の融資・貸付、損害賠償が円滑に行われるよう次のような窓口を設置する。

(1) 住民相談総合窓口の設置

住民からの健康上の相談、放射能の影響、損害賠償関係、農作物の汚染など、各種相談に対応するために、総合窓口を設置する。

(2) 被災中小企業者、農林水産業者への支援

被災中小企業者、農林水産業者に対する援助、助成措置について広く広報するとともに、相談窓口を設置する。

(3) 損害賠償関係

被害の補償が迅速、的確に行われるよう補償対策の窓口を設置する。

第4節 被害状況の調査等

1 住民の登録

本部長（知事）は、国と連携して、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所及びコンクリート屋内退避所に収容した住民について、あらかじめ定める記録票により登録するよう当該市町村長に指示する。

2 被害調査

本部長（知事）は、国と連携して、次に掲げる事項に起因して住民が受けた被害を調査するよう当該市町村長に指示する。

- ア 避難・屋内退避等の措置
- イ 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- ウ 立入禁止措置
- エ その他必要と認める事項

3 汚染状況図の作成等

本部長（知事）は、国と連携して、第2段階緊急時モニタリングの結果に基づき、被災地域の汚染状況図を作成するとともに、医療及び損害賠償請求等に必要な資料及び記録を整備するものとする。

4 被災者の生活の支援

本部長（知事）は、被災者の自立的再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国と連携するとともに、市町村長及び関係機関と協力し、必要に応じ、義援金品の募集・配分、租税の減免に努めるとともに、資金の融資・貸付、損害賠償が円滑に行われるよう次のような窓口を設置する。

(1) 住民相談総合窓口の設置

住民からの健康上の相談、放射能の影響、損害賠償関係、農作物の汚染など、各種相談に対応するために、総合窓口を設置する。

(2) 被災中小企業者、農林水産業者への支援

被災中小企業者、農林水産業者に対する援助、助成措置について広く広報するとともに、相談窓口を設置する。

(3) 損害賠償関係

被害の補償が迅速、的確に行われるよう補償対策の窓口を設置する。

・ 字句の修正

・ 字句の修正

・ 字句の修正

・ 字句の修正

第5節 住民等の健康影響調査等の実施

1 健康影響調査・健康相談

- (1) 県は、国及び所在・関係周辺市町村長とともに、防護対策を講じた地域住民等に対して、支援・研修センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ、健康影響調査（健康診断等）及び心のケアを含む健康相談を実施する。
- (2) 健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施する。

2 飲料水・食品の安全確認

県は、防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後において、対象地域住民等から要請があったときは、飲料水及び食品の放射能測定を実施し、その安全性を確認する。

第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等

事故発生事業者は、復旧段階において、県、所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を速やかに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、特定事象の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明を行うとともに、県及び所在・関係周辺市町村が実施する住民の健康診断、健康相談等の原子力災害事後対策の立案への参加や広報（住民相談窓口を含む。）への協力をする。

また、事故発生事業者は、被災者の損害賠償請求等のため相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

第5節 住民等の健康影響調査等の実施

1 健康影響調査

- (1) 本部長（知事）は、 所在・関係周辺市町村長と協力し、防護対策を講じた地域住民等に対して、支援・研修センター等の専門家の助言を得るとともに、あらかじめ設置した原子力事故関連健康影響調査委員会（仮称）の検討結果を踏まえて、必要に応じ健康影響調査（健康診断等）を実施し、住民等の健康維持を図る。
- (2) 健康影響調査は、必要に応じ、茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施する。

2 健康相談

本部長は、原子力事故関連健康影響調査委員会（仮称）の意見を聞いて、必要に応じ心のケアを含む健康相談を実施する。

3 飲料水・食品の安全確認

本部長（知事）は、防護対策区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後において、対象地域住民等から要請があったときは、飲料水及び食品の放射能測定を実施し、その安全性を確認する。

第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等

事故発生事業者は、復旧段階において、県、所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を速やかに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、特定事象の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明を行うとともに、県及び所在・関係周辺市町村が実施する住民の健康診断、健康相談等の原子力災害事後対策の立案への参加や広報（住民相談窓口を含む。）への協力をする。

また、事故発生事業者は、被災者の損害賠償請求等のため相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

- ・ 字句の修正

<変更内容>

- ・ 心のケアを含む健康相談の実施

<変更理由>

- ・ 心のケア（メンタルヘルス）についての配慮

<変更なし>

第7節 物価の監視

県は、国、市町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第7節 物価の監視

本部長は、国、市町村及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第8節 茨城県災害対策本部の解散

本部長は、原子力災害に係わる応急対策がおおむね完了したと認めた場合は、本部を解散し、災害の状況を踏まえ、原子力災害事後対策を実施する体制を設置する。

- ・ 字句の修正

<変更内容>

- ・ 移動応急対策第3節へ移動

<変更理由>

- ・ 本部設置基準と同じ節に移動